

令和6年第2回江差町議会定例会資料

資料1：江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の概要 【議案第1号】	…P 1
資料2：江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正 新旧対照表【議案第2号関係】	…P 8 9
資料3：江差町国民健康保険税条例改正の概要と新旧対照表【議案第3号関係】	…P 9 1
資料4：伝統文化のまちづくり共創型空港アクセス改善事業概要【議案第4号関係】	…P 1 0 9
資料5：海洋体験充実事業概要【議案第4号関係】	…P 1 1 1
資料6：芸術鑑賞事業「音楽のゆうえんち」概要【議案第4号関係】	…P 1 1 3
資料7：北海道後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表【議案第5号関係】	…P 1 1 5
資料8：農業委員会委員の任命【同意第1号～第11号関係】	…P 1 1 7

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例（案）及び補正 予算概要資料

〈所管課：総務課〉

背景

町では、地域再エネ導入マスタープラン（令和4年度策定）において、省エネルギー対策の推進と森林整備をはじめとした二酸化炭素吸収源の確保、本町の地域資源である再生可能エネルギーの活用を促進しながら、ゼロカーボンシティの実現を目指すこととしています。

また、令和5年度には、地域の景観や自然・社会環境などと調和しながら、陸上風力発電、洋上風力発電、太陽光発電といった再エネを積極的に推進していくために、環境省補助金を活用して、ゾーニングを検討して来しました。

このゾーニングマップを条例化することで、本町が持つ豊かな自然・社会環境と歴史的景観等と調和しながら、地球温暖化対策に向けて、地域の資源である再生可能エネルギーの導入を町、町民及び地域事業者が一体となって推進するものです。

条文の構成（全23条）

条例は、前文に始まり、目的、基本理念、町の責務、発電事業者の責務、町民の責務のほか、保全エリア、不適エリア、調整エリア、促進エリアなどを定めています。施行は、公布の日からとしています。

条文の主な内容

【第1条：目的】

町における再エネ事業の導入に関し、町民の民意のもと、自然・社会環境や景観への負荷を最小限に抑えつつ、エネルギー供給地としての地位を確立し、無秩序な開発の抑制を図り、以って町内の再エネ産業を育成し、持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与すること。

【第2条：基本理念】

- ①再エネは、町が目指すゼロカーボンの実現に必要な不可欠な持続可能なエネルギー資源であり、町、町民及び地域事業者は再エネを適切かつ最大限に利用するよう努めること
- ②再エネ事業は、地域の活力の向上及び持続的発展に資することを目的として行わなければならない一方で、自然・社会環境及び景観に配慮しつつ、防災・減災等の視点も取り入れた上で、適正に行わなければならない

【第4条：適用事業】

- ①10kw以上の野立て型太陽光発電（産業用）
- ②陸上（大型、小型）、洋上を含んだ風力発電

【第5条：町の責務】

町の責務として、再エネを活用した持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与するため、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進すること

【第6条：発電事業者の責務】

- ①関係法令等の留意事項等の遵守と、事故や争いの発生防止、自然・社会環境及び景観の保全に配慮及び町民等との良好な関係を保つよう努めること。
- ②再エネ設備の適正な設置及び維持管理
- ③計画的に資金を積み立て、再エネ設備の適正な維持管理、除却又は設備更新など再エネ事業を継続するため、必要な費用を確保するよう努めること。
- ④想定されていた以上の環境への影響や事故等や町民等との間に争いが生じた場合は、自己の責任において、誠意をもって解決に努めること。

【第7条：町民の責務】

再エネ事業の実施と良好な自然・社会環境及び景観との調和について理解を深め、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努める。

【第9条～12条：各エリアでの事業】

- ①保全エリア
事業区域に含めてはならない。
- ②不適エリア
事業区域に含める場合は、詳細調査などを実施し、事業性があると判断したときは、環境配慮事項を適切に講じなければならない。
- ③調整エリア・促進エリア
事業区域に含める場合は、ゾーニング報告書の環境配慮事項を適切に講じなければならない。

ゼロカーボン推進業務【補正予算額：5,474千円（全額一般財源）】

この条例を適切に運用するため、第22条では江差町再生可能エネルギー検討協議会の設置を規定しています。協議会では、次の業務を担当することとしています。

- ①（仮称）ゼロカーボン推進委員会の運営
- ②再エネ発電事業の区域を適切に設定（ゾーニング）した江差町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）更新

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例（案） 説明資料

条例の構成

前文

第1条 目的

第2条 基本理念

第3条 定義

第4条 適用事業

第5条 町の責務

第6条 発電事業者の責務

第7条 町民の責務

第8条 発電事業者による提案

第9条 保全エリア

第10条 不適エリア

第11条 調整エリア

第12条 促進エリア

第13条 町民等への説明及び協定の締結

第14条 再エネ事業実施の届出

第15条 工事着手等に係る届出

第16条 報告及び立入検査

第17条 再エネ事業の継承

第18条 維持管理等に関する報告

第19条 再エネ事業終了後の除却等

第20条 指導、助言及び勧告

第21条 公表

第22条 協議会の設置

第23条 委任

附則

前文

江差町では、地域再エネ導入マスタープランにおいて、省エネルギー対策の推進と森林整備をはじめとした二酸化炭素吸収源の確保、本町の地域資源である再生可能エネルギーの活用を促進しながら、ゼロカーボンシティの実現を目指すこととしています。

本町が持つ豊かな自然・社会環境と歴史的景観等と調和しながら、地球温暖化対策に向けて、地域の資源である再生可能エネルギーの導入を町、町民及び地域事業者が一体となって推進するため、この条例を制定する。

当町では、地域再エネ導入マスタープランにおいて、省エネルギー対策の推進や本町の地域資源である再生可能エネルギーの活用を促進しながら、ゼロカーボンシティの実現を目指すこととしています。

本町が持つ豊かな自然・社会環境と歴史的景観等と調和しながら、地球温暖化対策に向けて、地域の資源である再生可能エネルギーの導入を町、町民及び地域事業者が一体となって推進するため、この条例を制定するものです。

目的

第1条 この条例は、江差町（以下「町」という。）における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を活用する発電事業（以下「再エネ事業」という。）の導入に関し、町民の民意のもと、自然・社会環境や景観への負荷を最小限に抑えつつ、再エネ事業の区域を適切に設定（以下「ゾーニング」という。）することで、エネルギー供給地としての地位を確立し、無秩序な開発の抑制を図り、以って町内の再エネ産業を育成し、持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与することを目的とする。

町における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）発電事業を活用する（以下「再エネ事業」という。）の導入に関し、町民の民意のもと、自然・社会環境や景観への負荷を最小限に抑えつつ、エネルギー供給地としての地位を確立し、無秩序な開発の抑制を図り、以って町内の再エネ産業を育成し、持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与することを目的としています。

基本理念

第2条 再エネは、町が目指すゼロカーボンの実現に必要な不可欠な地域の持続可能なエネルギー資源であり、町、町民及び地域事業者は再エネを適切かつ最大限に利用するよう努めなければならない。

2 再エネ事業は、町、発電事業者、町民及び地域事業者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展に資することを目的として行わなければならない。

3 再エネ事業は、自然・社会環境及び景観に配慮しつつ、防災・減災、産業振興、地域活性化等の視点も取り入れた上で、適正に行わなければならない。

再エネは、町が目指すゼロカーボンの実現に必要な不可欠な持続可能なエネルギー資源であり、町、町民及び地域事業者は再エネを適切かつ最大限に利用するよう努めることとしています。

再エネ事業は、町、発電事業者、町民及び地域事業者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展に資することを目的として行わなければならない一方で、自然・社会環境及び景観に配慮しつつ、防災・減災、産業振興、地域活性化等の視点も取り入れた上で、適正に行わなければならないこととしています。

（第2項、第3項）

定義

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」という。） 再エネを用い、電気に変換する設備並びにその附属設備をいう。
- (2) 再エネ事業 再エネ設備を利用し発電を行う事業をいう。
- (3) 発電事業者 町内で再エネ事業を実施し、これを用いて電気を需要家に供給しようとする者又は自ら消費しようとする者をいう。
- (4) 事業区域 再エネ事業の用に供する土地の区域（再エネ設備及び管理用道路などを含む）をいう。
- (5) ゾーニングマップ ゾーニングについて関係者・関係機関で協議しながら令和6年2月に策定された江差町再生可能エネルギーに係るゾーニング報告書（以下「ゾーニング報告書」という。）に示された、各ゾーニングエリアを地図に落とし込んだ地図情報をいう。
- (6) 環境配慮事項 ゾーニング報告書に示された、発電事業者が事業計画を検討する際に必要な留意・配慮すべき事項を整理したものをいう。
- (7) 保全エリア 法令等の指定から立地困難、又は重大な環境影響が懸念されることにより、再エネ設備の立地は望ましくなく、環境保全を優先すべきエリアをいう。
- (8) 不適エリア 事業性等の観点から、再エネ設備の立地には適さないエリア。ただし、事業者の詳細調査などにより事業性があると判断され、自然・社会環境へ配慮すべき事項について地域関係者や関係機関との調整が調った場合、再エネ設備の導入を促進しうるエリアをいう。
- (9) 調整エリア 風況、地形等により事業性があり、再エネ設備の設置にあたっては、自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ地域関係者や関係機関との調整が調った場合、再エネ設備の導入を促進しうるエリアをいう。
- (10) 促進エリア 風況、地形等により事業性があり、自然・社会環境への影響が小さいと想定され、再エネ設備の導入を促進しうるエリアをいう。

この条例で使用する用語について定義を定めています。第7号から第10号の各エリアの定義はゾーニングマップ報告書から引用しています。

適用事業

第4条 この条例は、次の再エネ事業について適用する。

- (1) 出力規模が10kw以上の野立て型太陽光発電
- (2) 風力発電

この条例の対象となる適用事業を規定しています。

- ①10kw以上の野立て型太陽光発電は、産業用太陽光発電を対象とします。
- ②風力発電には、陸上（大型、小型）、洋上を含んでいます。

町の責務

第5条 町は、再エネを活用した持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与するため、地域の合意形成を図りつつ、自然・社会環境や景観に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

町の責務として、再エネを活用した持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与するため、地域の合意形成を図りつつ、自然・社会環境や景観に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進することとしています（第1条再掲）。

発電事業者の責務

第6条 発電事業者は、再エネ事業の実施にあたっては、関係法令並びにこの条例、規則、ゾーニングマップ及び環境配慮事項等を遵守し、事故や争いの発生防止並びに良好な自然・社会環境及び景観の保全に配慮するとともに、町民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 発電事業者は、再エネ設備の適正な設置及び維持管理に努めなければならない。

3 発電事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、再エネ設備を適正に維持管理するほか、除却又は設備更新など再エネ事業を継続するために必要な費用を確保するよう努めなければならない。

4 発電事業者は、再エネ事業の実施に伴い、想定されていた以上の環境への影響や事故等が発生した場合、又は町民等との間に争いが生じた場合は、自己の責任において、誠意をもって解決に努めなければならない。

発電事業者の責務として、第1項では、再エネ事業の実施にあたり、関係法令等の留意事項等の遵守と、事故や争いの発生防止、自然・社会環境及び景観の保全に配慮するとともに、町民等（町内会、自治会、団体、事業所も含みます）との良好な関係を保つよう努めることを定めています。

第2項では、再エネ設備の適正な設置及び維持管理、第3項では、計画的に資金を積み立て、再エネ設備の適正な維持管理、除却又は設備更新など再エネ事業を継続するため、費用を確保するよう努めること、第4項では、想定されていた以上の環境への影響や事故等や町民等との間に争いが生じた場合は、自己の責任において、誠意をもって解決に努めることを定めています。

町民の責務

第7条 町民は、再エネ事業の実施と町の良好な自然・社会環境及び景観との調和について理解を深め、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

町民の責務として、再エネ事業を実施する背景やと良好な自然・社会環境及び景観との調和について理解を深め、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めることを定めています。

発電事業者による提案

第8条 発電事業者は、町に対して、再エネ事業の活用による地域の活性化に資する取組みに関して提案することができるものとする。

地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置付け、発電事業者は作成した再エネ導入事業の計画が、市町村策定の実行計画に適合しているかなど要件に該当した場合、地域脱炭素化促進事業として市町村から認定される仕組みが2022年4月から施行されており、その提案について定めています。

保全エリア

第9条 発電事業者は、ゾーニング報告書において保全エリアに指定されている区域を事業区域に含めてはならない。

保全エリアに指定されている区域は、事業区域に含めてはならないこととしています。

不適エリア

第10条 発電事業者は、ゾーニング報告書において不適エリアに指定されている区域を事業区域に含める場合は、詳細調査などを実施し、事業性があると判断したときは、環境配慮事項を適切に講じなければならない。

不適エリアに指定されている区域は、事業性等の観点から、再エネ設備の立地には適さないエリアとなっていますが、詳細調査などにより事業性があると判断したときは、再エネ設備が設置できることになっており、その場合は、ゾーニング報告書の環境配慮事項を適切に講じなければならないことを定めています。

調整エリア

第11条 発電事業者は、ゾーニング報告書において調整エリアに指定されている区域を事業区域に含める場合は、環境配慮事項を適切に講じなければならない。

調整エリアに指定されている区域を事業区域に含める場合は、ゾーニング報告書の環境配慮事項を適切に講じなければならないとしています。

促進エリア

第12条 発電事業者は、ゾーニング報告書において促進エリアに指定されている区域を事業区域に含める場合は、環境配慮事項を適切に講じなければならない。

促進エリアに指定されている区域を、事業区域に含める場合は、ゾーニング報告書の環境配慮事項を適切に講じなければならないと定めています。

町民等への説明及び協定の締結

第13条 発電事業者は、再エネ事業を実施しようとするときは、町民等に対して再エネ設備の新設等に関する事業計画についての説明会を開催するなど、当該事業計画の周知に努めなければならない。

- 2 発電事業者は、前項の措置を講じた結果、町民等から意見の申し出があった場合は、誠実に協議するよう努めなければならない。
- 3 発電事業者は、新設等を行う再エネ設備（附属設備を除く。）の設置により影響を受ける可能性がある町内会、自治会及び事業所又は団体から紛争の解決に関する協定の締結について協議があった場合は、誠意をもってこれに対応し、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

発電事業者が再エネ事業を実施しようとするとき、町民等（町内会、自治会、団体、事業所も含みます）に対し、再エネ設備の新設等に関する事業計画など説明会を開催し、周知に努めなければならないこととしています。

また、町民等から意見の申し出や、新設等を行う再エネ設備（附属設備を除く。）の設置により影響を受ける可能性がある町内会、自治会及び事業所又は団体、紛争の解決に関する協定の締結について協議があった場合は、誠実に協議、または遵守しなければならないことを定めています。

再エネ事業実施の届出

第14条 発電事業者は、再エネ事業を実施しようとするときは、再エネ事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前に、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 発電事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 再エネ事業を行う目的、位置及び工程等の事業計画を明らかにした書類
 - (3) 再エネ設備の維持管理費用及び除却費用の積立計画等がわかる書類
 - (4) 町民等への説明会の状況を記録した報告書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、再エネ事業に対して意見を述べることができる。
 - 3 発電事業者は、第1項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

発電事業者が再エネ事業を実施しようとするときは、法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前に、町長に届け出なければならないこととし、町長は意見を述べるができることとされています。

また、内容が変更となった場合も、遅滞なく届け出ることとなっています。

工事着手等に係る届出

第 15 条 発電事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 再エネ事業を実施するための工事（以下「工事」という。）に着手するとき。
- (2) 工事を中止するとき。
- (3) 中止していた工事を再開するとき。
- (4) 工事が完了したとき。

発電事業者が第 1 号から第 4 号に該当するときは、町長に届け出なければならないこととしています。

報告及び立入検査

第 16 条 町長は、発電事業者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該再エネ事業に関する事項について調査若しくは関係者に質問することができる。

発電事業者に対し報告や資料の提出、又は職員に調査、質問することができると定めています。

再エネ事業の継承

第 17 条 発電事業者から相続、売買、合併又は分割等によりその地位を継承した者は、その承継の日から 30 日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

地位を継承した者は、その旨を町長に届け出ることを定めています。

維持管理等に関する報告

第 18 条 発電事業者は、再エネ設備の稼働状況及び保守点検の実施状況について、1 年に 1 回町長に報告しなければならない。

- 2 発電事業者は、自然災害又は火災等により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、町長に報告しなければならない。ただし、当該自然災害又は火災等が継続している場合は、この限りではない。
- 3 前項に規定する場合のほか、自然・社会環境に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、町長は、再エネ設備の稼働状況及び保守点検の実施状況について、発電事業者に報告を求めることができる。

発電事業者は、再エネ設備の稼働状況及び保守点検の実施状況について、1 年に 1 回町長に報告することとなり、それ以外にも必要がある場合は、町長は発電事業者に報告を求めることができるとしています。

再エネ事業終了後の除却等

第 19 条 発電事業者は、再エネ事業を終了したときは、速やかに、再エネ設備を除却するとともに、その旨を町長に届け出なければならない。

発電事業者は、再エネ事業を終了したときは、速やかに再エネ設備の除却とその旨を町長に報告するよう定めています。

指導、助言及び勧告

第 20 条 町長は、必要があると認めるときは、発電事業者に対し、再エネ事業の適切な実施について必要な措置を講ずるよう指導又は助言することができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、発電事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第 9 条に規定する保全エリアにおいて再エネ事業を実施したとき又は第 10 条に規定する不適エリア、第 11 条に規定する調整エリア若しくは第 12 条に規定する促進エリアにおいて必要な措置を講ぜずに再エネ事業を実施したとき。
- (2) 第 14 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第 15 条第 1 号の規定による届出をせずに工事に着手したとき。
- (4) 第 16 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出し、又は事業区域の立ち入りを拒み、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (5) 第 18 条第 1 項の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をしたとき、又は同条第 2 項の規定による必要な対策を講じないとき。
- (6) 前条の規定による除却をせず、又は届出をしなかったとき。
- (7) 前項の規定による指導又は助言に従わなかったとき。

町長が次の事項に該当するときは、発電事業者に対し、指導、助言及び勧告ができるとされています。

- ①保全エリアにおいて再エネ事業を実施したとき又は調整エリア若しくは促進エリアにおいて必要な措置を講ぜずに再エネ事業を実施したとき。
- ②許認可等の申請又は変更の内容について届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ③届出をせずに工事に着手したとき。
- ④報告及び立入検査の際、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出し、又は事業区域の立ち入りを拒み、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ⑤維持管理等について、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき、又は自然災害又は火災等により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき、直ちに必要な対策を講じないとき。
- ⑥除却をせず、又は届出をしなかったとき。
- ⑦指導又は助言に従わなかったとき。

公表

第 21 条 町長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた発電事業者が、正当な理由がなくこれに従わなかったときは、当該発電事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

勧告を受けた発電事業者が、正当な理由がなくこれに従わなかったときは、氏名及び住所並びに勧告の内容を公表することができると定めています。

協議会の設置

第 22 条 再エネ事業の実施と町の良好な自然・社会環境及び景観との調和に関する事項を協議するため、江差町再生可能エネルギー検討協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、脱炭素社会の実現に向けた再エネ事業の状況確認と実施計画について、発電事業者から町民等との協議内容について報告を受けるものとする。

3 協議会に必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組みが 2022 年 4 月から施行されています。

市町村では促進区域等の設定にあたり、住民や事業者等が参加する協議会を設置することができ、再エネ事業に求める「地域の環境保全のための取組」「地域の経済・社会の発展に資する取組」を自らの計画に位置づけることができ、それらの内容を定めています。

委任

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

規則では、この条例の運用について、詳細な内容については、規則で定めます。

附則

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に再エネ事業に係る法令に基づく許認可等の申請又は届出をしている発電事業者で、再エネ事業を実施しようとする場合、第 14 条第 1 項の規定の適用については、同項中「再エネ事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

3 この条例の施行の際、現に工事に着手している発電事業者については、第 15 条第 1 号の規定は、適用しない。

（検討）

4 町長は、この条例の施行の状況及び再エネに関する知見の進展の動向等を勘案し、この条例の規定及びゾーニング報告書について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする。

◆附則について

①施行期日について、ゾーニングマップ案の公表が 6 月末日となっていることから、効力を持たせるため、公布の日から施行となっています。

②経過措置として、この条例の施行の際、現に再エネ事業に係る法令に基づく許認可等の申請又は届出をしている発電事業者が再エネ事業を実施しようとする場合、第 14 条第 1 項中「再エネ事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前に」とあるのは「速やかに」と読み替えます。

③この条例の施行の際、現に工事に着手している発電事業者については、着手の届け出を適用しないこととしています。

④町長は、この条例の施行の状況及び再エネに関する知見の進展の動向等を勘案し、この条例の規定及びゾーニング報告書について検討を加え、必要があるときは、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとします。



江差町 再生可能エネルギーに係るゾーニング 報告書

令和 6 年2月



ZERO CARBON
HOKKAIDO
Hiyama ESASHI

目次

1. はじめに	3
2. ゾーニングマップの作成方法	14
3. 陸上ゾーニングマップ及び環境配慮事項	24
4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項	46
5. ゾーニングマップ活用の際の留意事項	60
6. 調整エリアにおける相談先等	62
7. その他事業検討に関する主な手続き・関係法規等	69

ゾーニングマップ問い合わせ先

【参考資料1】 ゾーニングで使用了環境情報の整備結果

【参考資料2】 ゾーニングマップ (A3図)

【参考資料3】 ゾーニングマップ関連資料

- 1) 陸上風力発電ゾーニングマップ拡大図
- 2) 陸上風力発電ゾーニングマップカルテ
- 3) 小型風力発電ゾーニングマップ拡大図
- 4) 太陽光発電ゾーニングマップ拡大図
- 5) 洋上風力発電ゾーニングマップ拡大図

1. はじめに

1. はじめに

(1) ゾーニングの背景

世界的に地球温暖化が進行しており、本町における気温も上昇傾向にある。本町における温室効果ガス排出量は減少傾向にあるが、更なる地球温暖化対策を進める必要がある。

本町では、令和5年6月1日に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、更なる地球温暖化対策を進めるため、

- ・「江差町地域再エネ導入マスタープラン」（令和5年）
 - ・「江差町地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」（令和5年）
- を策定した。

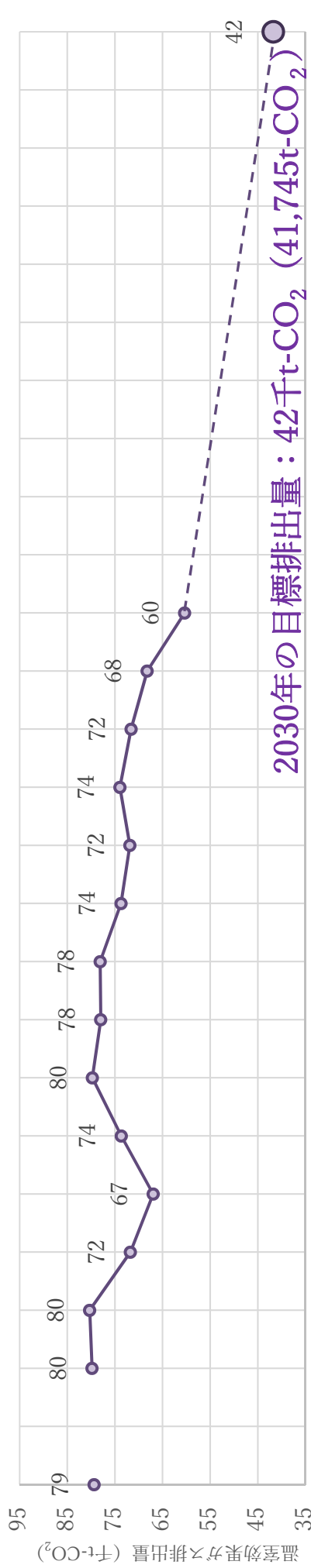
これらの計画の遂行により、

2030年度の温室効果ガスの目標排出量：41,745t-CO₂
(2013年度比で46%の削減)

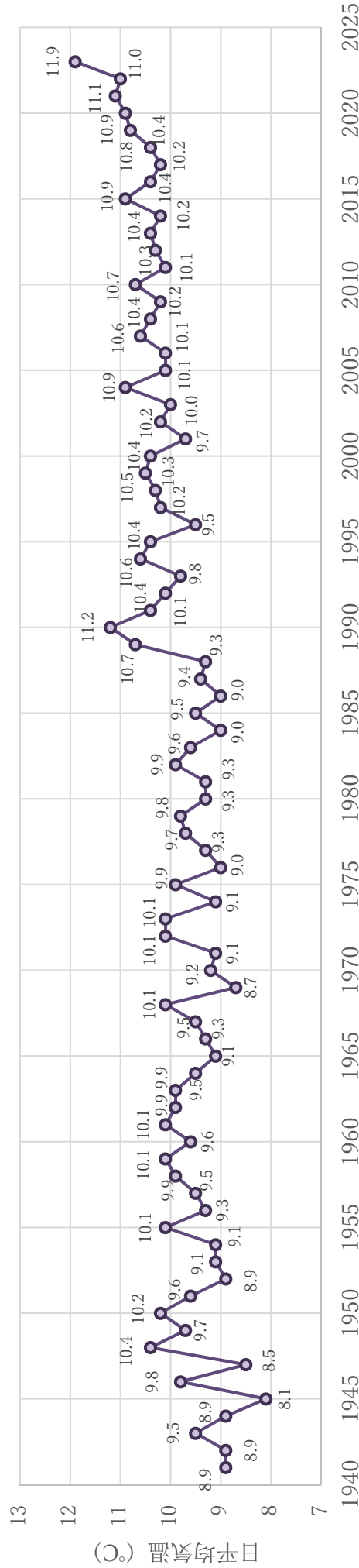
を目標としている。

1. はじめに

【参考】 温室効果ガス排出量及び平均気温の推移



出典：「自治体排出量カルテ」(環境省)を基に作成



出典：「過去の気象データ検索」(気象庁)を基に作成

1. はじめに

(1) ゾーニングの背景

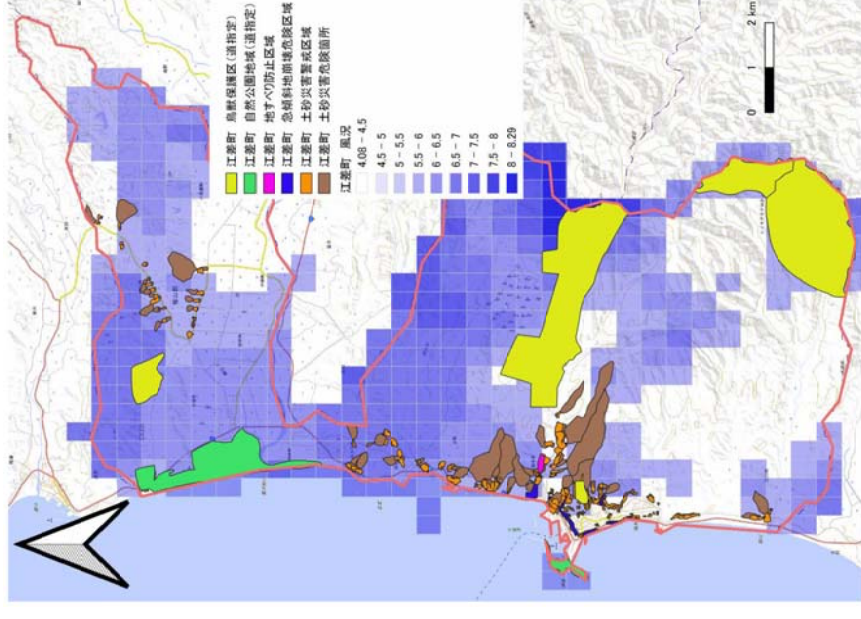
地球温暖化対策として再エネの導入は重要であるが、事業による環境影響等を可能な限り回避又は低減させ、事業と環境保全との両立を図る必要がある。

江差町地域再エネ導入マスタープランでは、

「風力発電や太陽光発電に係るゾーニングマップ等に基づく適切な事業推進と環境保全の両立」

を本町における2030年度までの脱炭素ロードマップの一つに掲げ、再生可能エネルギー導入の促進と環境保全との両立を図ることを目指している。

そこで、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」（環境省）を活用し、ゾーニングを行うこととした。



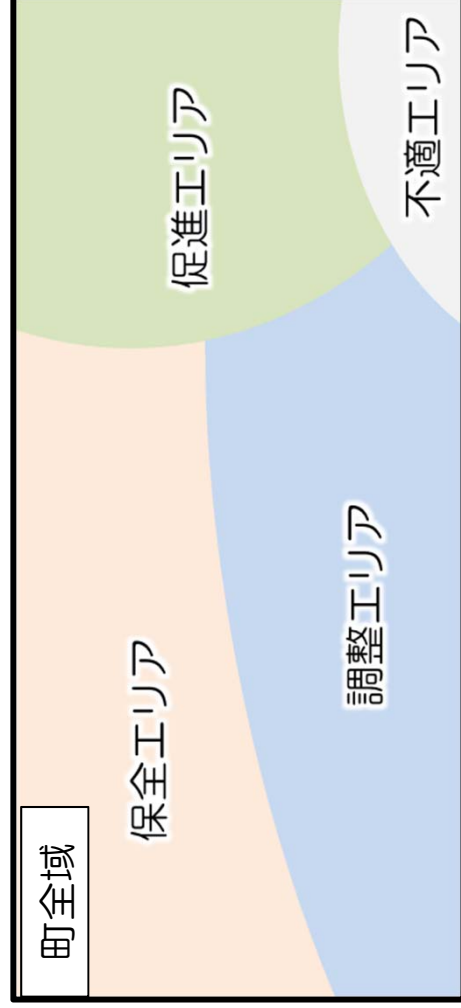
再エネ事業に関係する主な
制約条件と風況

1. はじめに

(2) ゾーニングとは

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについて、法令等の指定地、自然環境条件、社会条件、事業性の調査を踏まえ、総合的に評価し、

「保全エリア」、「不適エリア」、「調整エリア」、「促進エリア」を区分（＝ゾーニング）すること



■ ゾーニングによるエリア区分のイメージ

注意) 促進エリアであればすぐに事業が可能というわけではない。通常の手続き通り、環境影響評価法に則った影響予測、保全対策の検討等が必要となる。

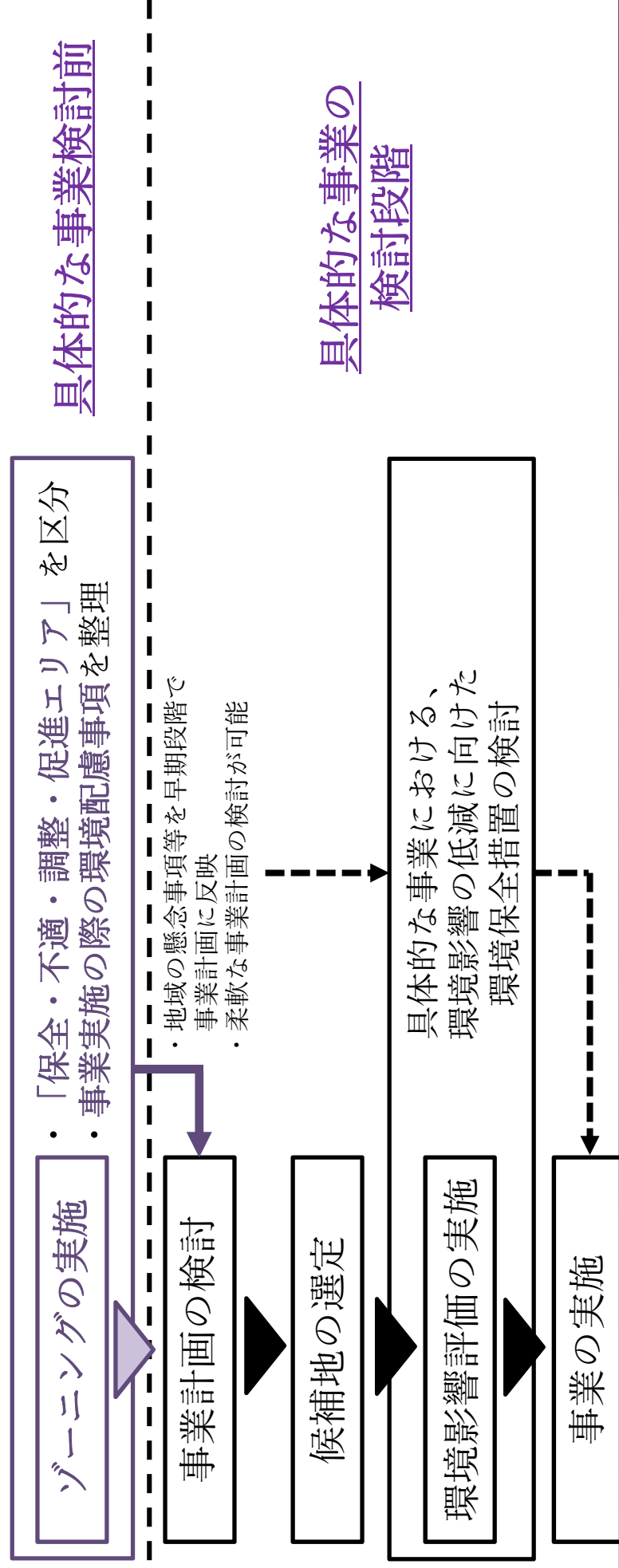
区分	エリアの概要
保全 エリア	環境保全を優先すべきエリア
不適 エリア	再エネ施設の立地には適さないと考えられるエリア
調整 エリア	事業実施にあたり、配慮すべき事項が含まれ関係機関との調整等が必要なエリア
促進 エリア	自然・社会環境への影響が小さいと想定され、再エネの導入を促進しうるエリア

1. はじめに

(3) ゾーニングの実施による効果

具体的な事業が検討される前にゾーニングを行うことで、事業の早期検討段階から、**関係者・地元の見解を事業に反映**しやすくなる。

自治体による明確なエリアの提示により、**無秩序な開発を抑制**できる



1. はじめに

(4) ゾーニングの対象とする再生可能エネルギー

再エネの導入実績および導入ポテンシャルを踏まえ、地域資源を活かした導入が期待できる「**風力発電（大型風力発電及び小型風力発電）**」と、「**太陽光発電（野立て型太陽光発電）**」を対象とした。

表 江差町内の導入実績と導入ポテンシャル

再エネ種別	主な事業形態	出力規模	導入件数	導入実績 (kW)	導入ポテンシャル (kW)
太陽光発電 ^注	野立て型 太陽光発電	10kW以上 50kW未満	23	1,076.9	-
		1,000kW以上 2,000kW未満	2	2,000.0	-
		合計	25	3,076.9	388,982
風力発電	小型風力発電	20kW未満	36	703.2	-
	大型風力発電	20kW以上	3	61,470.4	-
		合計	35	62,094.7	356,200

注：太陽光発電は10kW以上の事業に対する導入件数及び導入実績を示す。

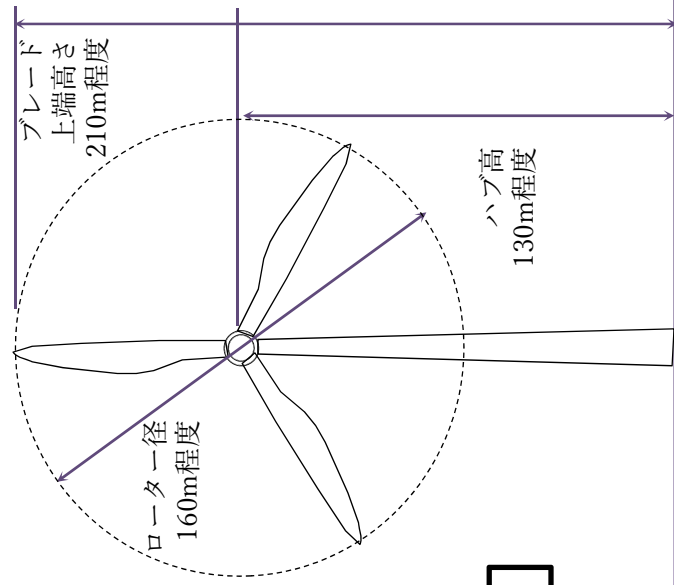
再エネ種別	出力規模	導入件数	導入実績 (kW)	導入ポテンシャル (kW)
中小水力発電	200kW未満	0	0	-
	200kW以上 1,000kW未満	0	0	-
	1,000kW以上 30,000kW未満	0	0	-
	合計	0	0	363
	15,000kW未満	0	0	-
地熱発電	15,000kW以上	0	0	-
	合計	0	0	50
バイオマス発電 (未利用木質)	2,000kW未満	0	0	-
	2,000kW以上	0	0	-
	合計	0	0	-

1. はじめに

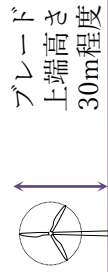
(5) 対象とする風力発電機の規模

大型の陸上風力発電及び洋上風力発電に対するゾーニングでは、今後想定される最大規模の風力発電機を想定することとし、下記の図に示す風力発電規模を対象とした。

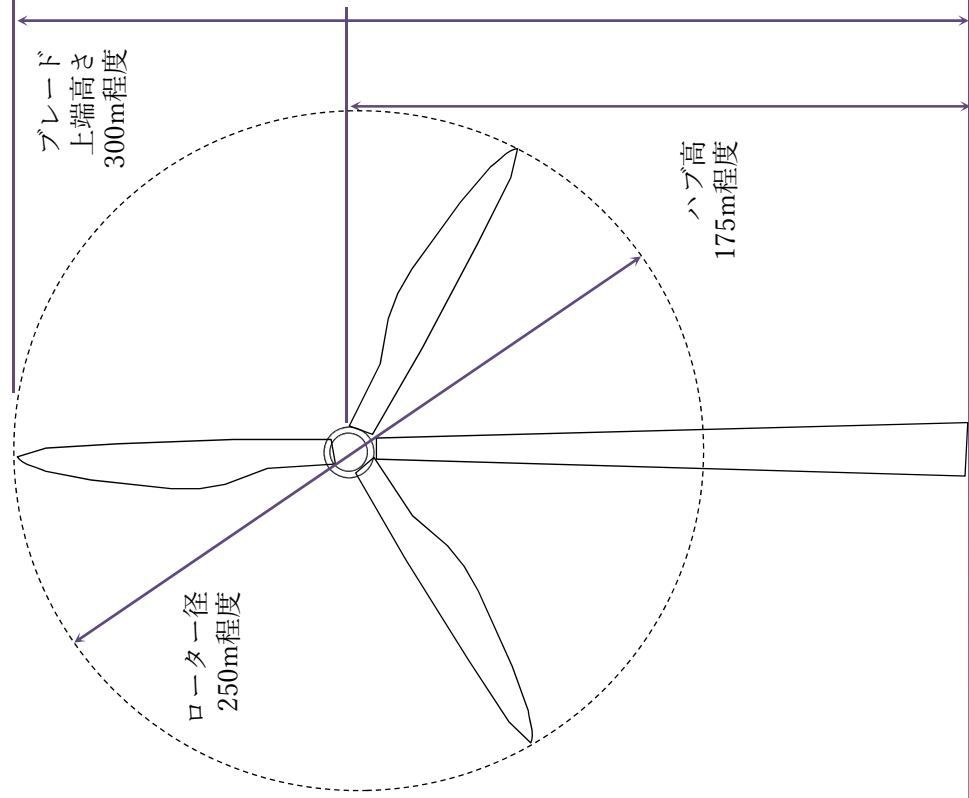
陸上風力発電機：6MW級



小型風力発電機：0.02MW級



洋上風力発電機：20MW級



1. はじめに

(6) ゾーニングの対象とする範囲

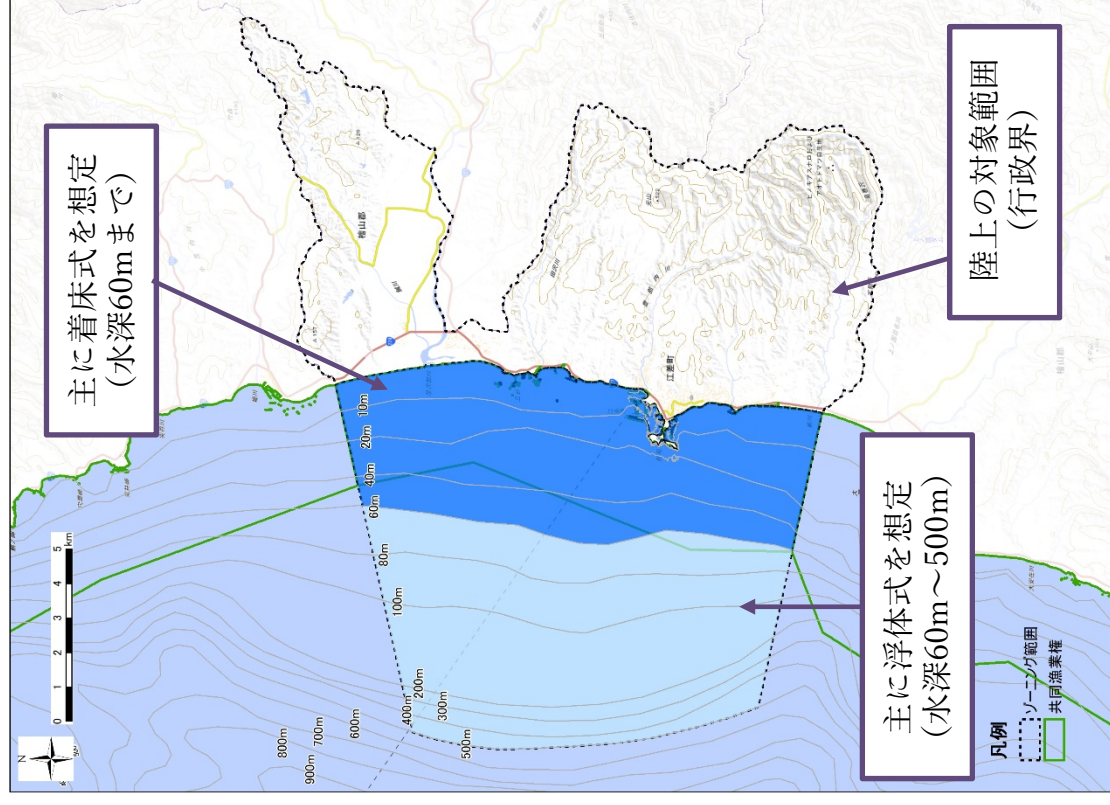
【陸上】

行政界の範囲を対象とし、陸上風力発電（大型及び小型）と太陽光発電を対象にゾーニングを行った。

【洋上】

岸沖方向は、江差町地先の海岸線から水深500mまでとし、隣接町との境界は、海域には行政界が設定されていないことから、便宜的に共同漁業権区域を水深500mまで延長して設定した。

洋上風力発電の基礎形式は、一般に水深50～60mを境により浅い水深帯では着床式、より深い水深帯では浮体式となることから、本ゾーニングにおいても水深60mまでは着床式、水深60mから500mにおいては浮体式を想定することとした。なお、対象海域では水深50～60mは概ね共同漁業権区域に相当している。



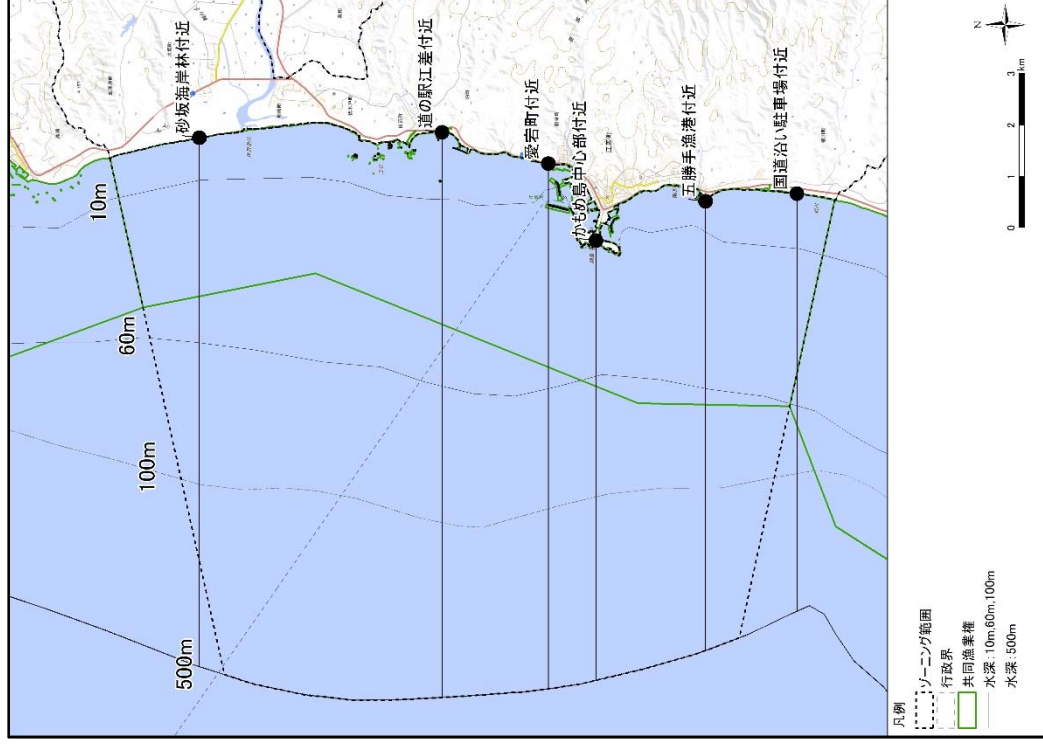
1. はじめに

【参考】岸から各水深までの距離について

右図に示す各地点から各水深までの距離は下表に示すとおりである。

単位：km

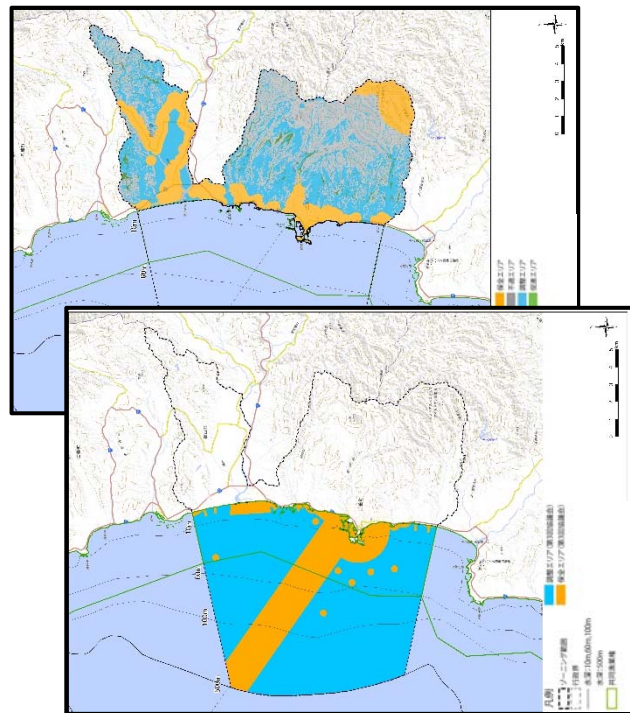
	水深10mまで	水深60mまで	水深100mまで	水深500mまで
砂坂海岸林付近	0.8	4.0	6.8	10.3
道の駅江差付近	1.3	4.9	7.6	11.0
愛宕町付近	0.5	4.4	6.7	10.2
かもめ島中心付近	0.1	2.6	5.0	8.6
五勝手漁港付近	0.6	3.6	5.6	8.8
国道沿い駐車場付近	1.1	4.1	5.5	8.1



1. はじめに

(7) ゾーニングの最終結果

- 1) 各ゾーニングエリアを地図に落とし込んだ「ゾーニングマップ」
- 2) 事業が実施される際に留意すべき事項を整理した「環境配慮事項」を作成した



「ゾーニングマップ」

「環境配慮事項 (一部抜粋)」

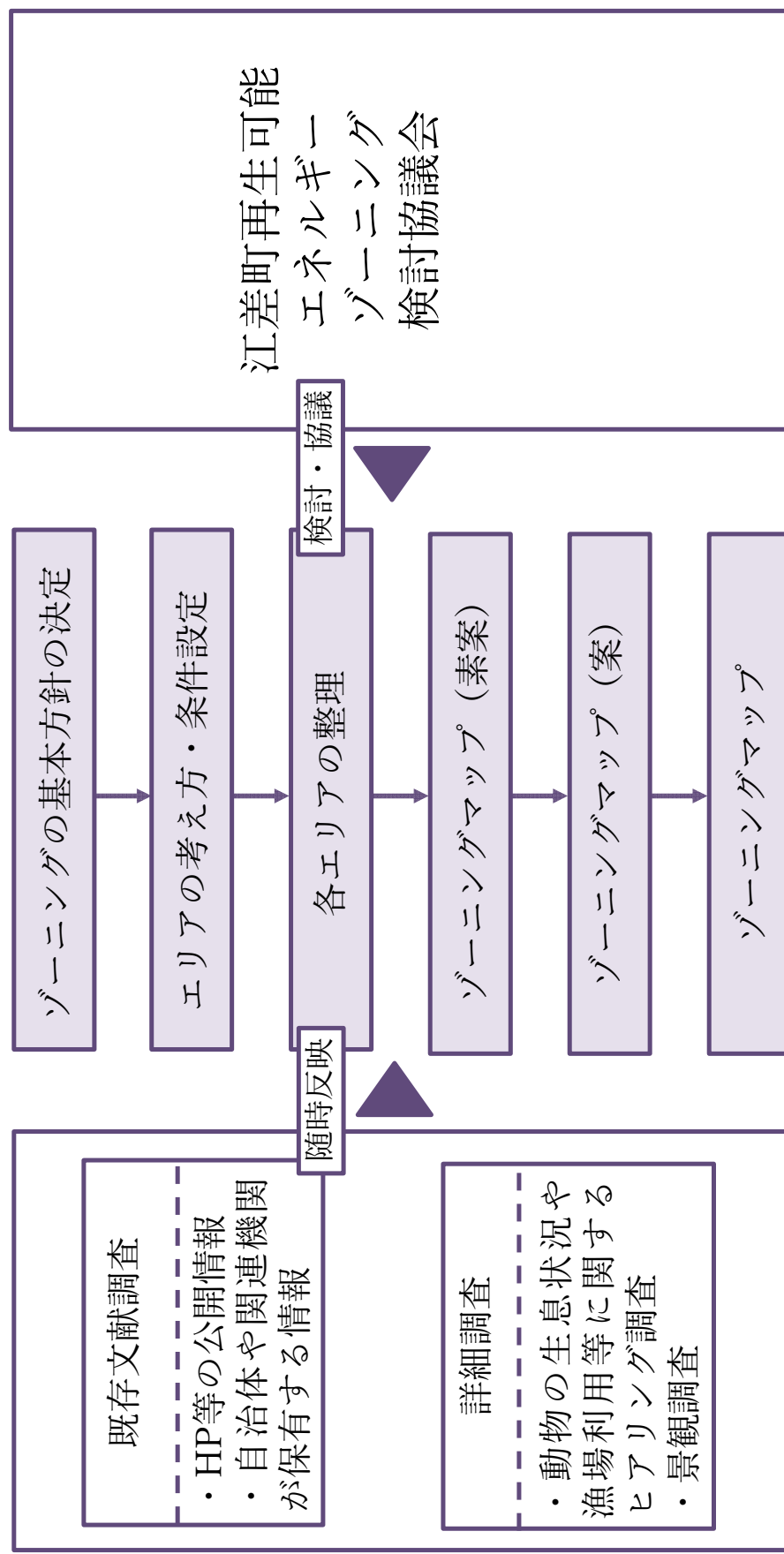
No	項目	環境配慮事項
1	騒音・超低周波音	本ゾーニングでは、町内の既存風車と住居との位置関係をもつて、保全エリアや調整エリアを設定しており、水堀町の北部付近には風力発電機設置の候補地となりうる促進エリアが位置している。ただし、現地の地形や風向き等により、音の伝達も異なることから、保全エリアを行えば問題ないとするものではない。 事業計画を具体化する段階では、環境影響評価手続の中で、周辺の住居や環境配慮施設（学校、病院、福祉施設）等の分布を調査したうえで、採用する風力発電機の規模および配置による騒音や超低周波音の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行うなど、地域住民との十分なコミュニケーションを踏まえて、住民等との合意形成に努める必要がある。 また、現在建設されている風力発電施設が今後建て替えられる際に、保全エリアに位置している場合には、建て替える前よりも風力発電機が住宅等に近づかないよう事業を検討する必要がある。なお、風力発電機の設置位置は住民との協議が成されたうえで決定することとする。
2	風車の影	本ゾーニングでは、具体的な事業が行われる際の風力発電機の規模や配置まで設定できないため、風車の影の影響については考慮していない。事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車（ローター）直径の10倍の範囲において、周辺の住居や環境保全施設等の分布（必要に応じて窓の有無等）を調査したうえで、採用する風力発電機の規模および配置による風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度（風車の影がかかる可能性及びその時間等）に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行うなど、地域住民との十分なコミュニケーションを経たうえで、住民等との合意形成に努める必要がある。
3	水の濁り	本ゾーニングでは風力発電機の配置や土地の改変区域まで設定できないため、水の濁りについては考慮していない。一方で町内には複数の水源・ポンプ場が位置し、特に水堀町の北部に位置する促進エリアの付近には「五里沢深井戸水源」が位置し、事業による影響について留意する必要がある。事業計画を具体化する段階では、湧水や井戸を含む周辺の利水状況を調査したうえで、土地の改変区域から湧水の流出等の影響を予測・評価し、影響の程度に応じて沈砂池等の湧水処理施設等を設置するなど適切な湧水防止策を図る必要がある。

2. ゼーニングマップの作成方法

2. ゾーニングマップの作成方法

(1) ゾーニングマップ作成に向けた検討の流れ

ゾーニングマップ作成に向けた検討の流れを下記に示す。



2. ゾーニングマップの作成方法

(2) 江差町再生可能エネルギーゾーンニング検討協議会の開催

ゾーニングマップ作成に向け下表に示す構成員からなる協議会を開催した。
また、より具体的な内容については陸上及び洋上の専門部会を設け検討を行った。

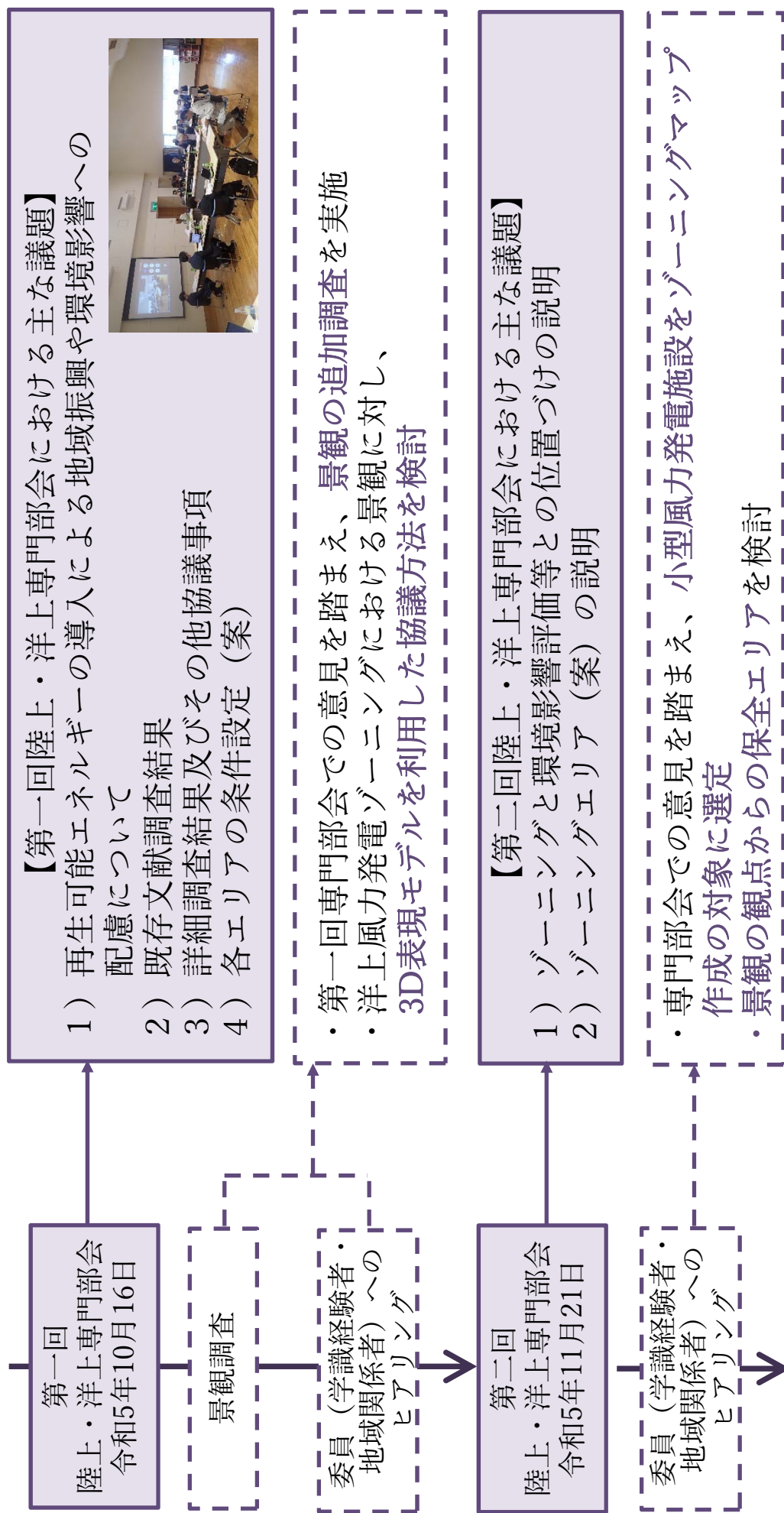
委員		陸上専門部会	洋上専門部会
オブザーバー	・学識経験者2名 ・地域関係者：ひやま漁業協同組合、JA新はこだて農業協同組合、江差土地改良区、檜山南部森林組合、江差商工会、江差建設協会、江差観光コンベンション協会、江差町議会総務産業常任委員会、江差町町内会連合会、江差町長	・学識経験者2名 ・地域関係者：JA新はこだて農業協同組合、江差土地改良区、檜山南部森林組合、江差建設協会、江差町町内会連合会、江差町長	・学識経験者2名 ・地域関係者：ひやま漁業協同組合、江差商工会、江差観光コンベンション協会、江差町議会総務産業常任委員会、江差町長
	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室、環境省北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室、海上保安庁江差海上保安署、国土交通省北海道開発局函館開発建設部江差港湾事務所、北海道森林管理局檜山森林管理署、北海道檜山振興局保健環境部環境生活課、北海道檜山振興局産業振興部水産課、北海道檜山振興局労働観光課、北海道檜山振興局産業振興部林務課、北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課、江差グリーンエナジー(株)、(株)ユーラステクノカルサービス江差事業所、北海道電力ネットワーク(株)、ハートランドフエリー(株)、日本工営(株)、江差町副町長、江差町産業振興課、江差町まちづくり推進課、江差町追分観光課		



協議会・専門部会
開催の様子

2. ゾーニングマップの作成方法

(2) 協議会及び専門部会における協議内容等



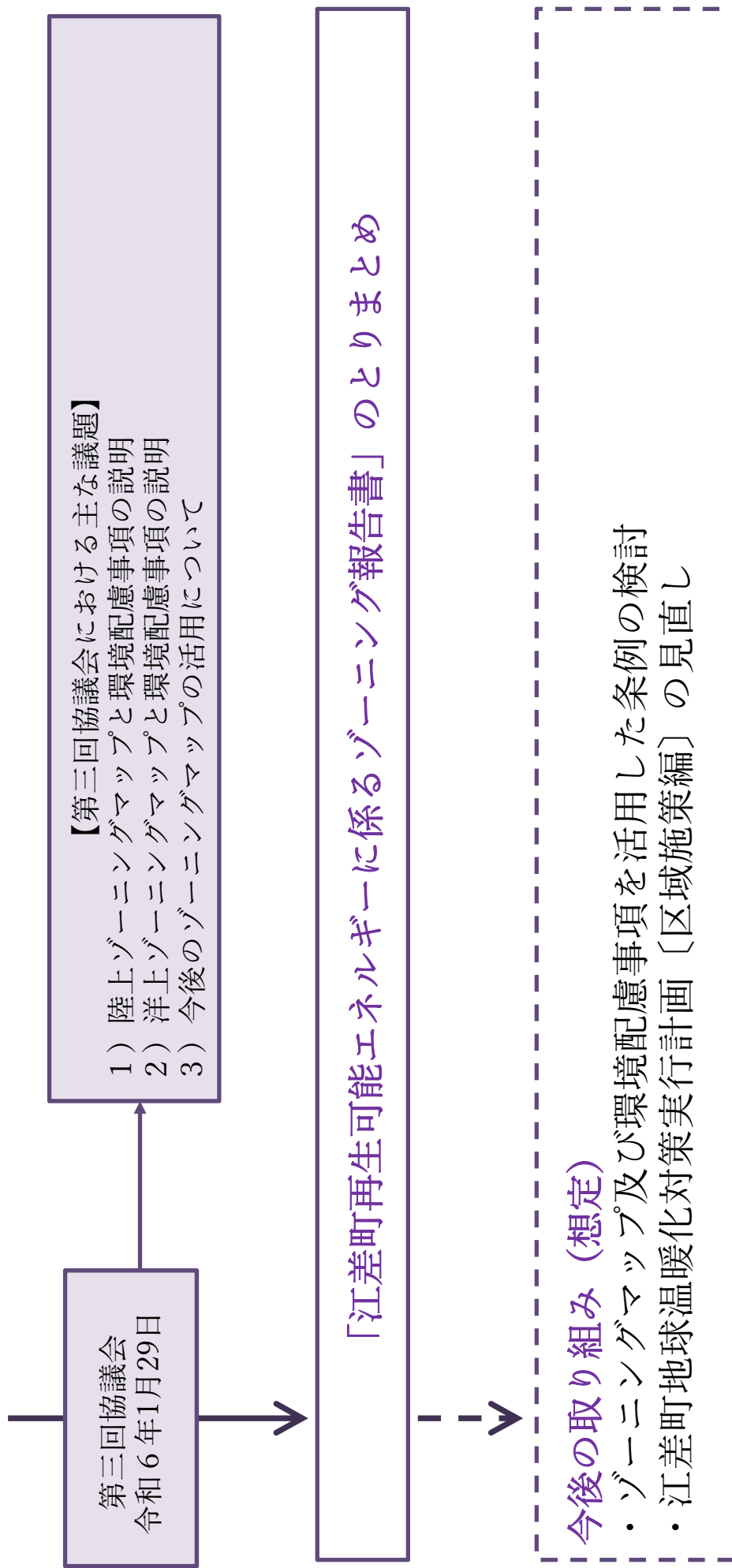
2. ゾーニングマップの作成方法

(2) 協議会及び専門部会における協議内容等



2. ゾーニングマップの作成方法

(2) 協議会及び専門部会における協議内容等



2. ゾーニングマップの作成方法

(3) ゾーニングマップ作成に当たっての基本事項

ゾーニングマップにおける各エリア区分の考え方は下表に示すとおりとした。

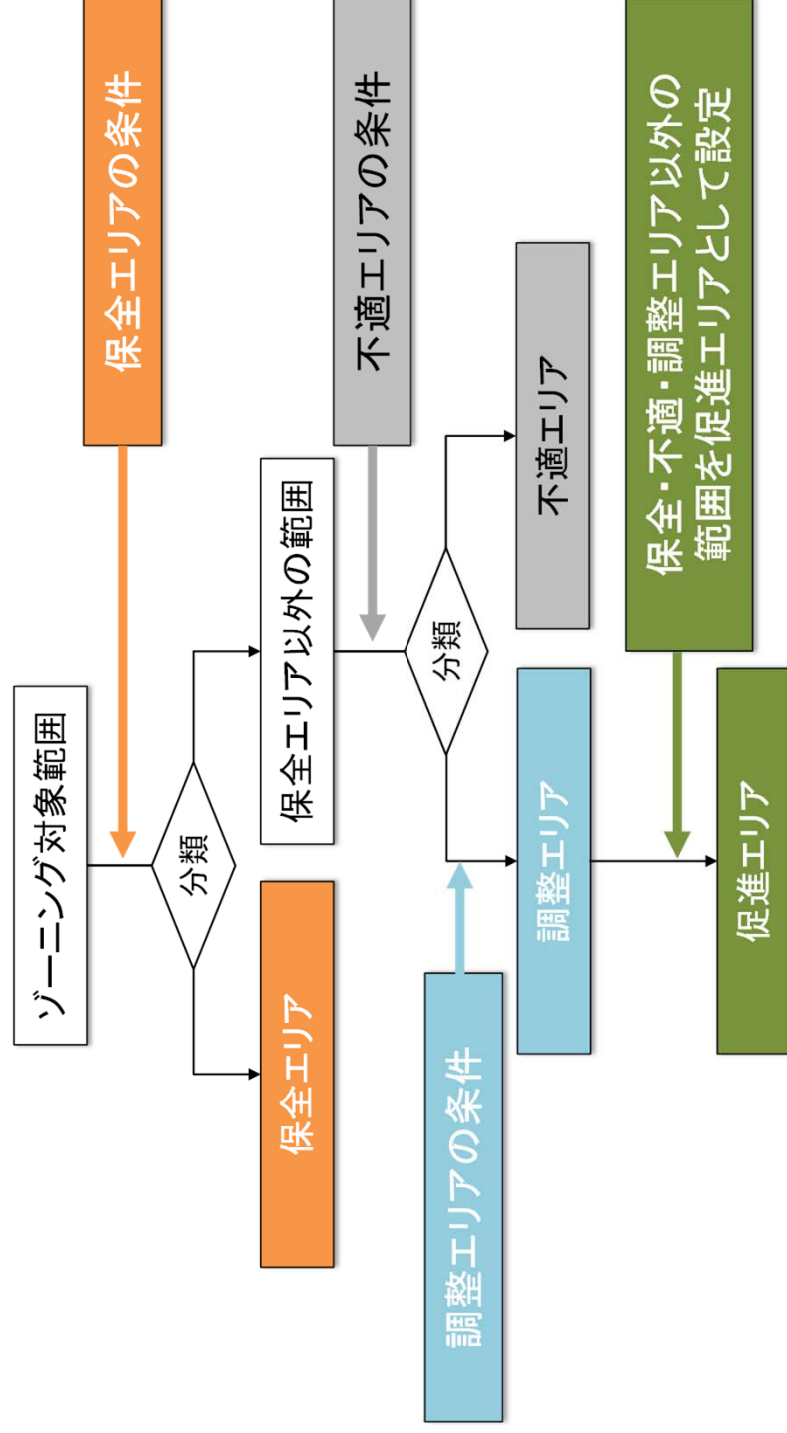
区分	考え方	再エネ施設の導入方針
保全 エリア	法令等の指定から立地困難、または重大な環境影響が懸念されることにより、再生可能エネルギー施設（風力発電、太陽光発電設備）の立地は望ましくなく、環境保全を優先すべきエリア	不可
不適 エリア	事業性等の観点から、再生可能エネルギー施設の立地には適さないエリア	基本的には不可 ※詳細調査などにより事業性があると判断されれば、検討は可能
調整 エリア	- 保全エリア以外の範囲で、風況、地形等による事業性があるエリア - 再生可能エネルギー施設（風力発電、太陽光発電設備）の立地にあたっては、自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ地域関係者や関係機関との調整が必要なエリア	設置可能
促進 エリア	- 保全エリア以外の範囲で、風況、地形等による事業性があるエリア - 自然・社会環境への影響が小さいと想定され、再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の導入を促進しうるエリア	

2. ゾーニングマップの作成方法

(3) ゾーニングマップ作成に当たっての基本事項

各エリアを作成するにあたり、下記フローに沿ってエリアを区分した。

各エリアの条件は、「3. 陸上ゾーニングマップ及び環境配慮事項」及び「4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項」に示す。



2. ゾーニングマップの作成方法

【参考】協議会・専門部会の開催状況の一覧

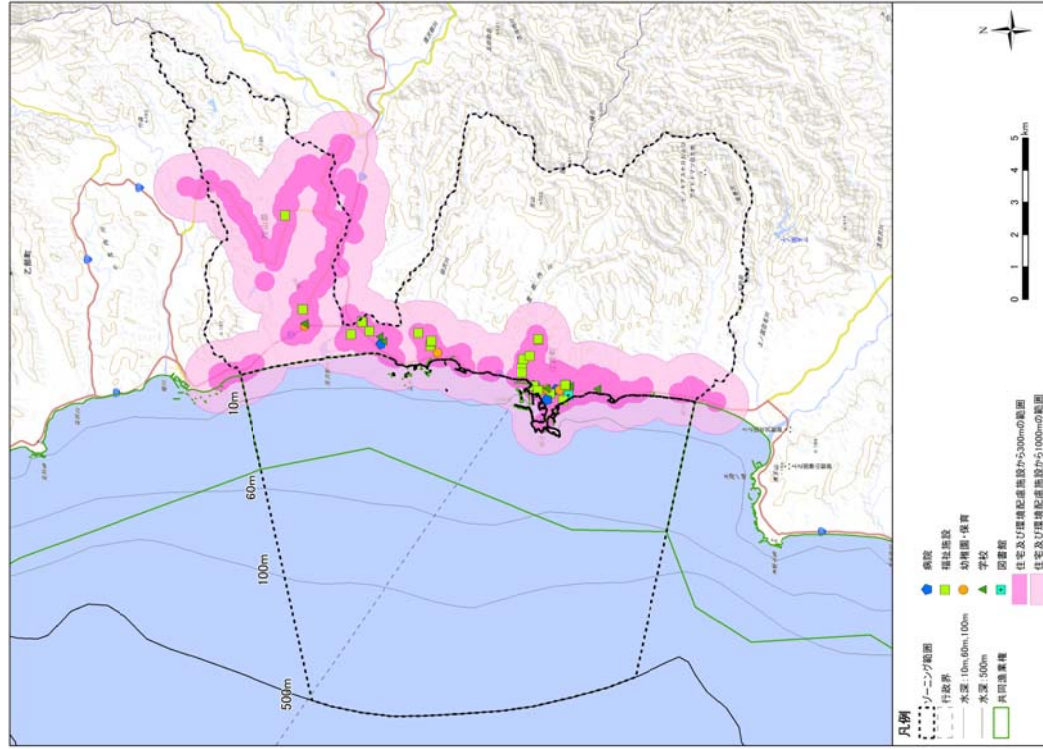
検討協議会	開催日時	主な議題
第一回協議会	令和5年9月11日（月） 13時30分～15時30分	・地球温暖化対策としての再エネ導入の背景と再エネによる地域振興、江差町における再エネ導入に向けた取組 ・再生可能エネルギーゾーンニングの概要
第一回陸上専門部会	令和5年10月16日（月） 13時00分～14時30分	・再生可能エネルギーの導入による地域振興や環境影響への配慮について ・既存文献調査結果 ・詳細調査結果及びその他協議事項 ・各エリアの条件設定（案）
第一回洋上専門部会	令和5年10月16日（月） 15時30分～17時00分	
第二回陸上専門部会	令和5年11月21日（火） 9時00分～11時30分	・ゾーンニングと環境影響評価等との位置づけの説明 ・ゾーンニングエリア（案）の説明
第二回洋上専門部会	令和5年11月21日（火） 12時45分～15時15分	・ゾーンニングと環境影響評価等との位置づけの説明 ・ゾーンニングエリア設定に係る情報及び環境配慮事項に関する説明
第二回協議会	令和5年12月27日（水） 13時30分～16時00分	・陸上専門部会の振り返り＆陸上ゾーンニングマップ及び環境配慮事項の説明 ・洋上専門部会の振り返り＆洋上ゾーンニングマップ及び環境配慮事項の説明 ・ゾーンニングマップの今後の活用と調整エリアにおける協議先について
第三回協議会	令和6年1月29日（月） 13時30分～16時00分	・陸上ゾーンニングマップと環境配慮事項の説明 ・洋上ゾーンニングマップと環境配慮事項の説明 ・今後のゾーンニングマップの活用について

3. 陸上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

- 1) 陸上風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項
- 2) 小型風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項
- 3) 太陽光発電ゾーニングマップ及び環境配慮事項

3. 1) 陸上風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(1) 陸上風力発電ゾーニングでの各エリアの条件設定



【住宅や環境配慮施設との離隔距離について】

現在建設されている風力発電機と住宅との直近の離隔距離が概ね300mであることから、住宅や環境配慮施設（病院、福祉施設、幼稚園・保育園、学校、図書館）から300mの範囲を保全エリアとし300m～1,000mの範囲は調整エリアとする。

ただし、保全エリアを外せば建設してよいということではなく、風力発電機の設置位置を検討するには、環境影響評価等を踏まえたと風力発電機の稼働による騒音・超低周波音や風車の影等に対する調査・予測・評価が必要となる。

また、現在建設されている風力発電施設が今後建て替えられる際に、保全エリアに位置している場合には、建て替える前よりも風力発電機が住宅等に近づかないよう事業を検討いたただくとともに、風力発電機の設置位置は住民との協議が成されたうえで決定するものとする。

3. 1) 陸上風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(1) 陸上風力発電ゾーニングでの各エリアの条件設定

陸上風力発電における「保全エリア」、「不適エリア」、「調整エリア」は、下表に示す項目を対象とした。

情報		保全エリア	不適エリア	調整エリア
事業性	1 傾斜区分 (20度以上)		○	
	2 保護林	○		
	3 記念保護樹木	○		
	4 砂坂海岸林 (国有林及び民有林)	○		
自然環境	5 道指定鳥獣保護区	鳥獣保護区 (特別保護区)		鳥獣保護区
	6 道立自然公園	第2種特別地域		普通地域
	7 湿地			○
	8 特定植物群落			○
	9 巨樹・巨木			○
	10 植生自然度図 (9、10以上)			○
	11 主要な眺望点			○
	12 長距離自然歩道			○
	13 キャンプ場・海水浴場			○

3. 1) 陸上風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項

情報				保全エリア	不適エリア	調整エリア
社会 案件	14	歴史を生かすまちづくり基本計画（地区整備計画区域）		○		
	15	国・道・町指定文化財		○		
	16	埋蔵文化財				○
	17	住宅や環境配慮施設との離隔距離		300m以内		300m～1,000m以内
	18	土砂災害特別警戒区域		○		
	19	土砂災害警戒区域		○		
	20	砂防指定地		○		
	21	地すべり防止区域		○		
	22	急傾斜地崩壊危険区域		○		
	23	河川区域			○	
	24	土地利用図（河川地及び湖沼）			○	
	25	水道給水区域				○
	26	公共下水道供用開始区域				○
	27	用途地域		○		
	28	騒音・振動規制区域				○
	29	国有林（保安林及び山地災害危険地区を含む）				○
	30	民有林（保安林及び山地災害危険地区を含む）				○
	31	廃棄物が地下にある土地に係る指定区域				○
	32	農用地区域				○
	33	都市公園				○
	34	避難所（指定避難所、福祉避難所）				○
	35	津波浸水想定区域（3m以上）				○
	36	海岸保全区域				○

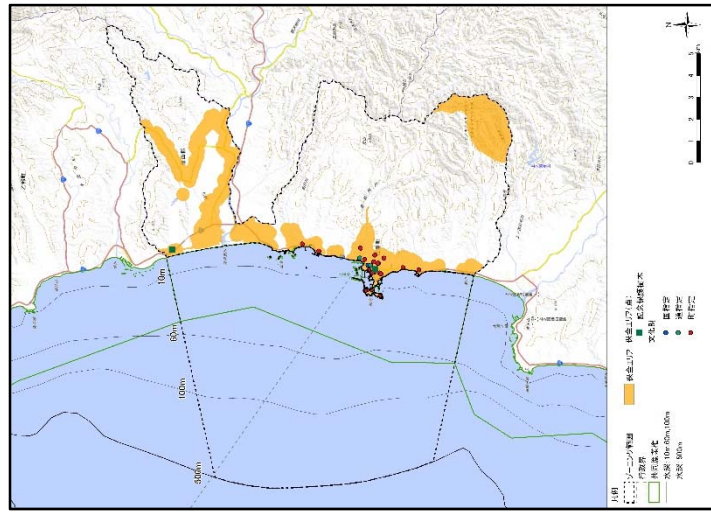
3. 1) 陸上風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(2) 陸上風力発電ゾーニングマップにおける各エリアの整理結果

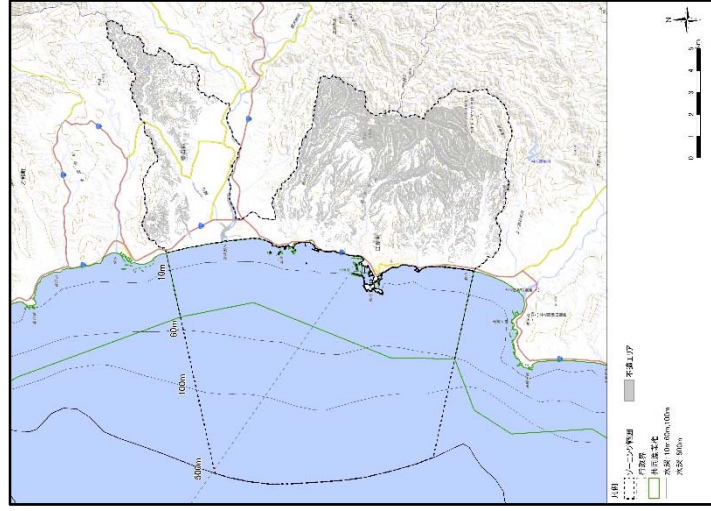
陸上風力発電ゾーニングマップにおける

「保全エリア」、「不適エリア」、「調整エリア」、「促進エリア」の作成結果は下図に示すとおりである。

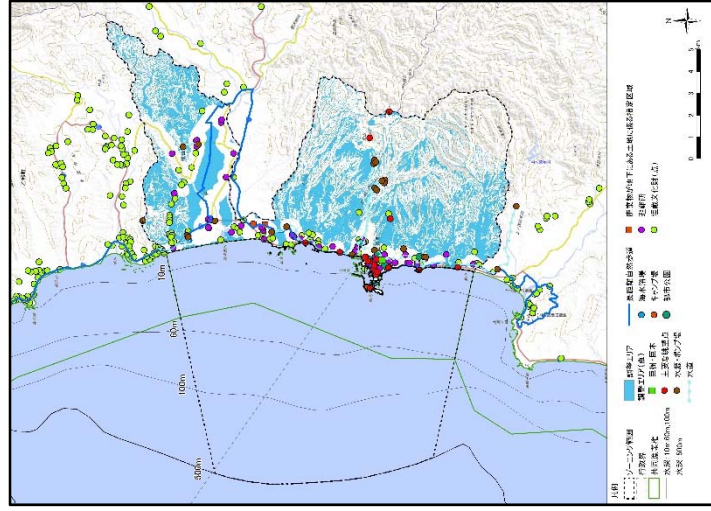
「保全エリア」



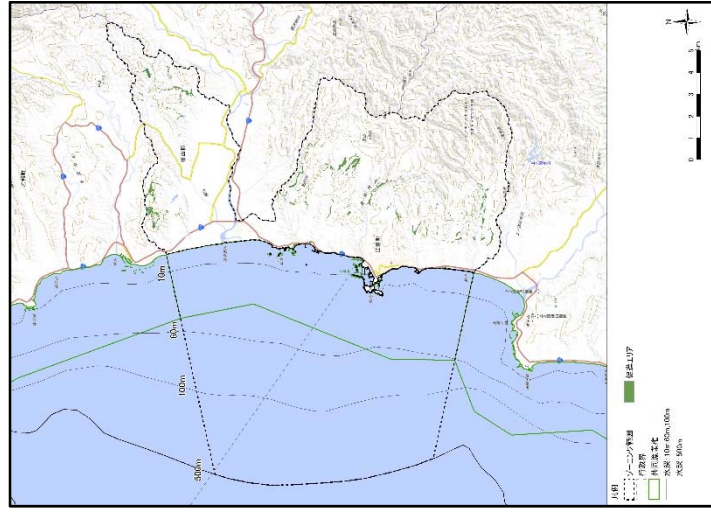
「不適エリア」



「調整エリア」



「促進エリア」



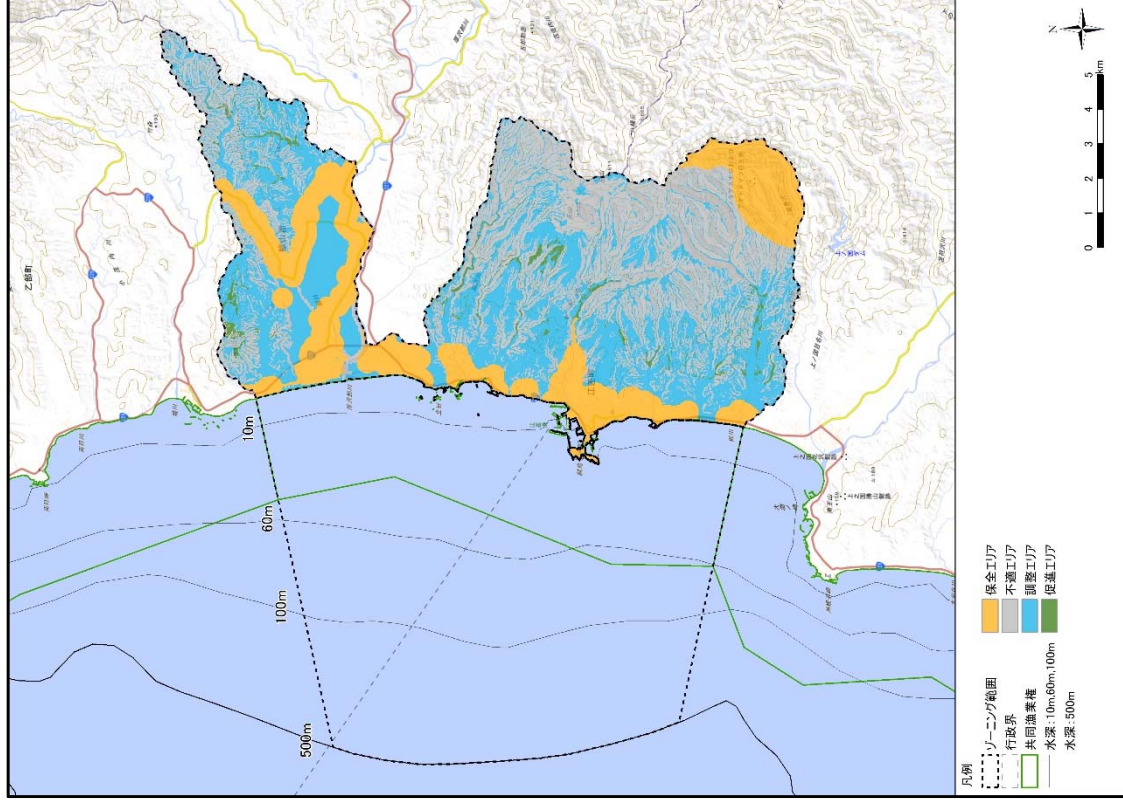
3. 1) 陸上風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(3) 陸上風力発電ゾーニングマップ

陸上風力発電ゾーニングマップにおける各エリアの面積及び割合を下表に示す。

	ゾーニングエリア 面積 (km ²)	割合
保全エリア	25.7	23.4%
不適エリア	40.6	37.0%
調整エリア	41.5	37.8%
促進エリア	2.1	1.9%
	109.8	

注：ゾーニングエリア面積について、ゾーニング対象範囲（行政区区域内）を10m単位のメッシュに置き換えうえで算出しているため、統計情報等とわずかに異なっている。



3. 1) 陸上風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(4) 陸上風力発電ゾーニングマップに係る環境配慮事項

陸上風力発電ゾーニングマップに係る環境配慮事項を下表に示す。

■ 環境配慮事項 (1/2)

環境配慮事項	
No	項目
1	騒音・超低周波音
2	風車の影
3	水の濁り

本ゾーニングでは、町内の既存の風力発電施設と住宅との位置関係を踏まえ、一定の離隔距離をもって、保全エリアや調整エリアを設定しており、水堀町の北部付近には風力発電施設設置の候補地となりうる促進エリアが位置している。ただし、現地の地形や風向き等により、音の伝達も異なることから、保全エリアではない場所で事業を行えば問題ないとするものではない。

事業計画を具体化する段階では、環境影響評価手続きの中で、周辺の住宅や環境配慮施設（学校、病院、福祉施設）等の分布を調査したうえで、採用する風力発電機の規模および配置による騒音や超低周波音の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行うなど、地域住民との十分なコミュニケーションを経たうえで、住民等との合意形成に努める必要がある。

また、現在建設されている風力発電施設が今後建て替えられる際に、保全エリアに位置している場合には、建て替える前よりも風力発電機が住宅等に近づかないよう事業を検討する必要がある。なお、風力発電機の設置位置は住民との協議が成されたうえで決定することとする。

本ゾーニングでは、具体的な事業が行われる際の風力発電機の規模や配置まで設定できないため、風車の影の影響については考慮していない。事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車（ローター）直径の10倍の範囲において、周辺の住宅や環境保全施設等の分布（必要に応じ窓の有無等）を調査し、採用する風力発電機の規模および配置による風車の影の影響を予測・評価したうえで、影響の程度（風車の影がかかる可能性及びその時間等）に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行うなど、地域住民との十分なコミュニケーションを経たうえで、住民等との合意形成に努める必要がある。

本ゾーニングでは風力発電機の配置や土地の改変区域まで設定できないため、水の濁りについては考慮していない。一方で町内には複数の水源・ポンプ場が位置し、特に水堀町の北部に位置する促進エリアの付近には「五里沢深井戸水源」が位置し、事業による影響について留意する必要がある。事業計画を具体化する段階では、湧水や井戸を含む周辺の利水状況を調査したうえで、土地の改変区域から濁水の流出等の影響を予測・評価し、影響の程度に応じて沈砂地等の濁水処理施設を設置する等適切な濁水防止策を図る必要がある。

3. 1) 陸上風力ゾーンニングマップ及び環境配慮事項

(4) 陸上風力発電ゾーンニングマップに係る環境配慮事項

陸上風力発電ゾーンニングマップに係る環境配慮事項を下表に示す。

■ 環境配慮事項 (2/2)

環境配慮事項	
No	項目
4	動植物の重要種、注目すべき生息地
5	景観
6	人と自然との触れ合いの活動の場

本ゾーンニングでは、町内における重要種の位置情報まで反映できていないため、事業計画を具体化する段階では、有識者へのヒアリングや現地調査を実施したうえで、事業による影響の程度を予測・評価し、十分に影響を回避・低減する必要がある。特に、風力発電においては事業計画地およびその周辺に重要な鳥類等が生息する場合があります。バードストライクによる個体数の減少等が発生する恐れが考えられる。そのため、利用環境や営巣場所も含めた詳細な現地調査が必要である。

また、本町内では、湿地や特定植物群落、巨樹・巨木、植生自然度9及び10の区域といった、貴重な自然環境に関する情報が確認されている。事業の検討にあたり、影響が懸念される場合には、現地調査等により現況を確認した上で、必要に応じ、事業による影響について予測・評価、環境保全措置の検討を行う等の対応が必要である。

江差町内にはかかもめ島をはじめとする主要な眺望点が複数存在し、事業を実施する際には、環境影響評価等により、各眺望点からの視認可能性や眺望特性（主要な眺望方向、景観要素等）を調査し、景観写真を用いたフォトモンタージュや3D表現モデル等により、景観への影響の程度を予測・評価したうえで、影響の程度に応じ風力発電機の配置など詳細を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行うなど、地域住民との十分なコミュニケーションを経たうえで、事業の検討を行う必要がある。

風力発電施設の建設により人と自然との触れ合いの活動の場に対し、快適性や利用性に影響を及ぼす可能性がある。特に、長距離自然歩道（整備中）においては、工事関係車両の通行等による影響が生じる可能性がある。事業実施の際には、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を調査し、事業による影響を予測・評価する等の対応が必要である。

3. 陸上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

- 1) 陸上風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項
- 2) 小型風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項
- 3) 太陽光発電ゾーニングマップ及び環境配慮事項

3. 2) 小型風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項

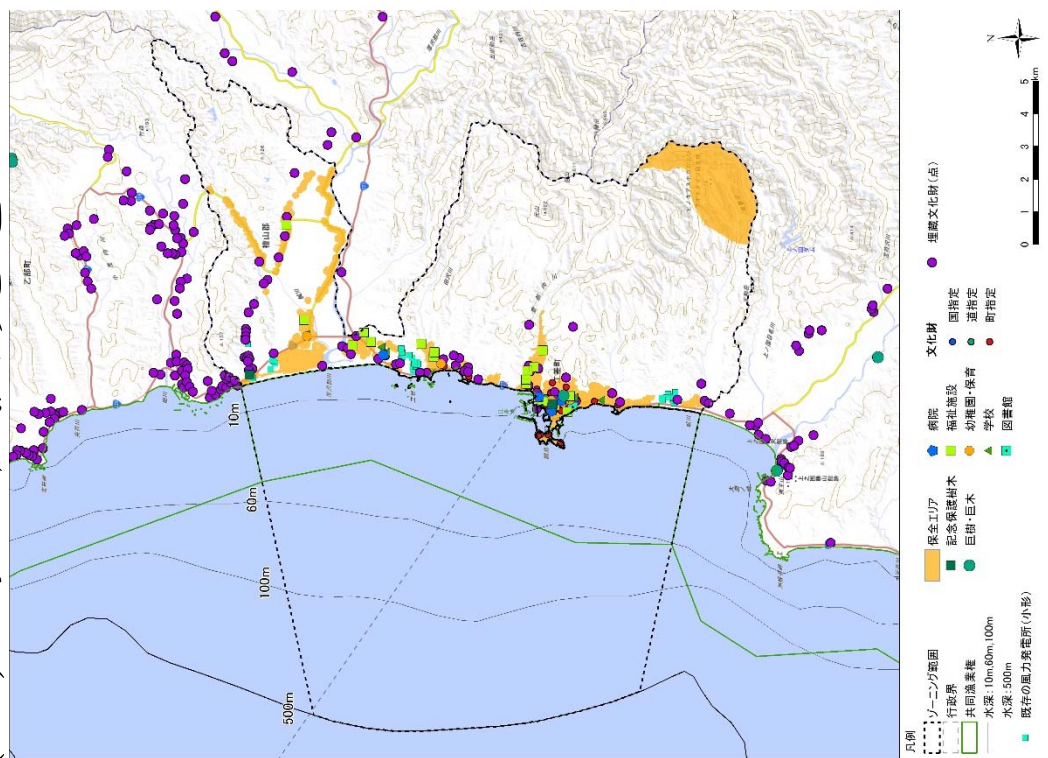
(1) 小型風力発電ゾーニングでの各エリアの条件設定

小型風力発電における「保全エリア」は、下表に示す項目を対象とした。

情報		保全エリア
自然環境	1 保護林	○
	2 記念保護樹木	○
	3 砂坂海岸林（国有林及び民有林）	○
	4 道指定鳥獣保護区（特別保護区）	○
	5 道立自然公園（第2種特別地域）	○
社会条件	6 歴史を生かすまちづくり基本計画（地区整備計画区域）	○
	7 国・道・町指定文化財	○
	8 住宅や環境配慮施設との離隔距離	100m以内
	9 土砂災害特別警戒区域	○
	10 土砂災害警戒区域	○
	11 砂防指定地	○
	12 地すべり防止区域	○
	13 急傾斜地崩壊危険区域	○
	14 用途地域	○

3. 2) 小型風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(2) 小型風力発電ゾーニングマップ



【小型風力発電に関するゾーニングマップの考え方】

- ・事業者の方が、今後小型風力発電機を新規に設置もしくは建て替える検討をされる際に、事業地から除外いただきたい範囲として保全エリアを設定する。

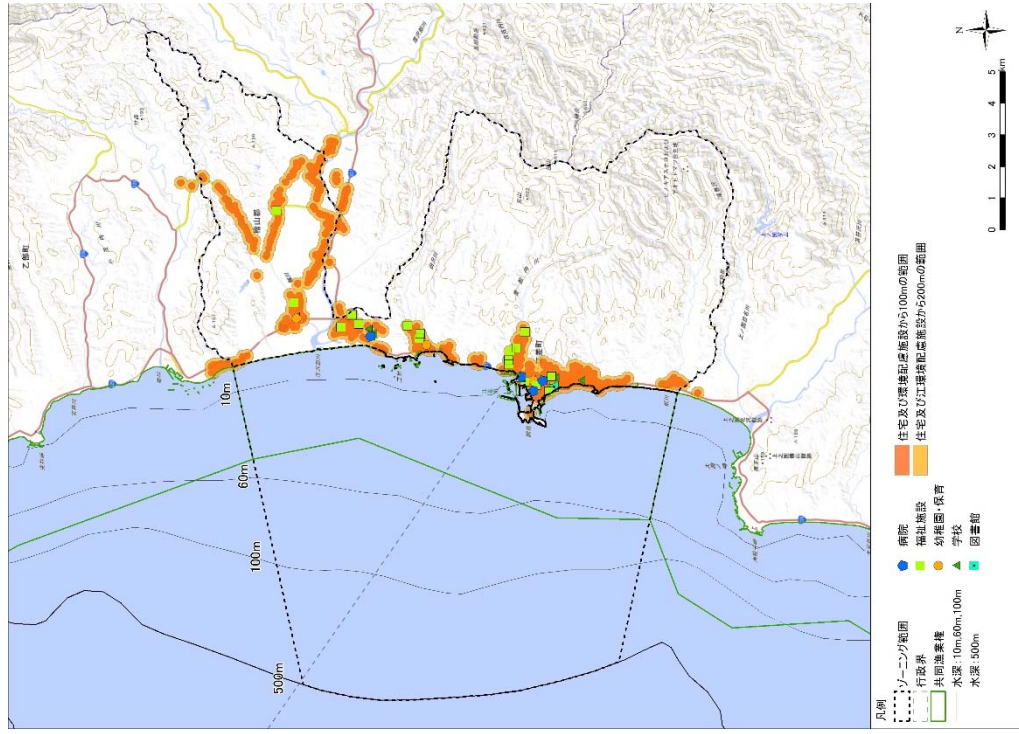
- ・現在建設されている小型風力発電機や、固定価格買取制度による認定を受けている事業をとりやめるようにするものではない。

ゾーニングエリア面積 (km ²)	保全エリア面積 (km ²)	割合
109.8	15.5	14.1%

注) ゾーニングエリア面積について、ゾーニング対象範囲 (行政界区域内) を10m単位のメッシュに置き換えたうえで算出しているため、統計情報等とわずかに異なっている。

3. 2) 小型風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(3) 小型風力発電ゾーニングマップに係る環境配慮事項



「江差町小形風力発電（20kw未満）施設建設に関するガイドライン」の基準に関連し、環境配慮事項（案）を整理した。

【ガイドラインの内容：騒音】

対象となる小形風力発電施設等については、住宅等から原則200m以上離れていること。ただし、住宅等から100m以上離れている場合で、地権者並びに周辺居住者等の承諾を得られた場合はこの限りではない。

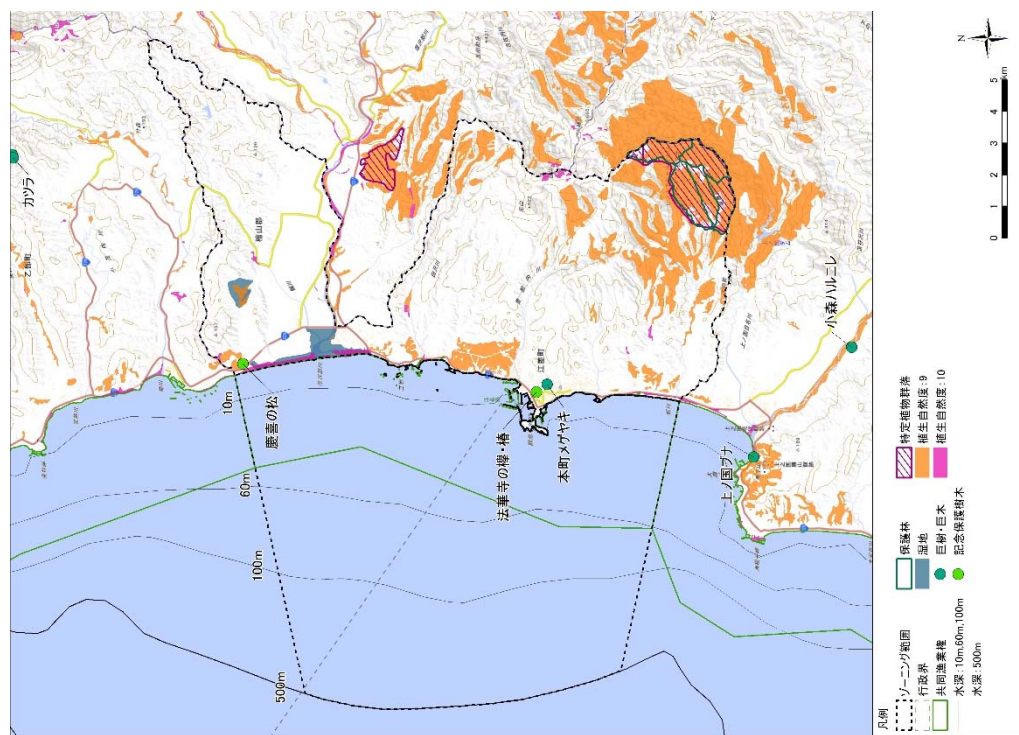
※住宅等には、学校、保育園、病院などの文教施設、保健福祉施設等を含む。

【環境配慮事項】

江差町内では複数の住宅や環境配慮施設（病院、福祉施設、幼稚園・保育園、学校、図書館）が存在している。事業の検討に際しては、周辺の住宅や環境配慮施設の分布状況を確認した上で、ガイドラインに示す離隔距離はもとより、可能な限り離隔距離を確保し、騒音の影響低減に努めること。

3.2) 小型風力タービニングマップ及び環境配慮事項

(3) 小型風力発電ゾーンニングマップに係る環境配慮事項



【ガイドラインの内容：自然環境】

小形風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分に配慮し、必要な措置を講ずること。

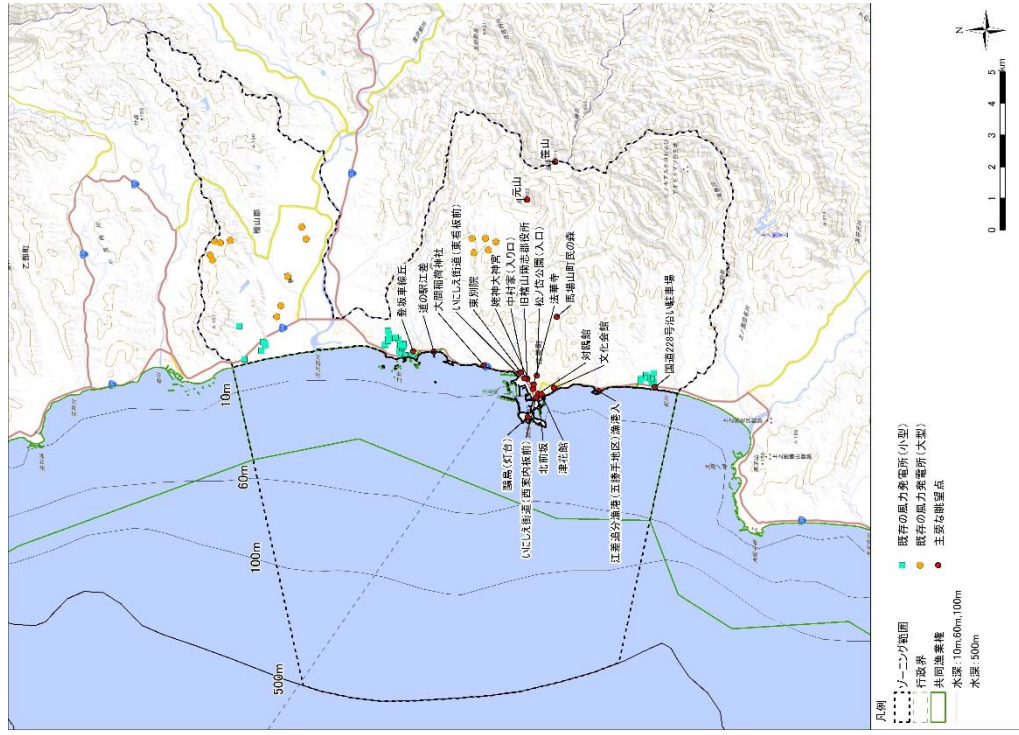
【環境配慮事項】

本町内には、湿地や特定植物群落、巨樹・巨木、植生自然度9及び10の区域といった、貴重な自然環境に関する情報が確認されている。

事業の検討にあたり、影響が想定される場合には、現地調査等により現況を確認した上で、必要に応じ事業による影響について予測・評価を行う等、事業による影響の回避・低減に努めること。

3. 2) 小型風力ゾーンニングマップ及び環境配慮事項

(3) 小型風力発電ゾーンニングマップに係る環境配慮事項



【ガイドラインの内容：景観】

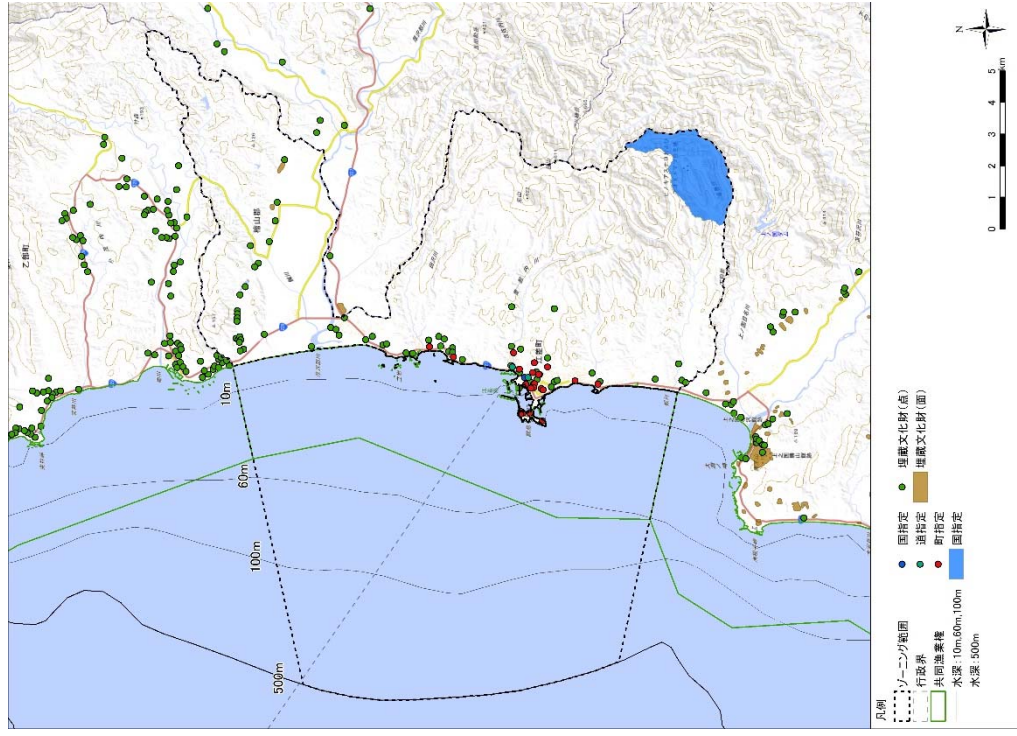
- ① 事業者は、小形風力発電施設等の建設等にあって地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。
- ② 小形風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。
- ③ 事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 事業者が小形風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

【環境配慮事項】

本町内には、かもめ島をはじめとする景観資源や眺望点が複数存在する。ガイドラインに定める基準はもとより、町内の主要な眺望点や景観資源に対する影響を可能な限り低減できるような事業の検討に努めること。

3. 2) 小型風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(3) 小型風力発電ゾーニングマップに係る環境配慮事項



【ガイドラインの内容：文化財】

事業者は、小形風力発電施設等の建設等にあって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

【環境配慮事項】

本町内には、国、道、町が指定する文化財が複数存在するほか、埋蔵文化財包蔵地も複数確認されている。

事業の検討にあたり、付近に文化財や埋蔵文化財包蔵地が位置する場合には、現地調査やヒアリング等により現況を確認した上で、事業による影響が生じないよう保護に努めること。

3. 陸上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

- 1) 陸上風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項
- 2) 小型風力ゾーニングマップ及び環境配慮事項
- 3) 太陽光発電ゾーニングマップ及び環境配慮事項

3. 3) 太陽光発電ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(1) 太陽光発電ゾーニングでの各エリアの条件設定

太陽光発電における「保全エリア」、「不適エリア」、「調整エリア」は、下表に示す項目を対象とした。

情報		保全エリア	不適エリア	調整エリア
事業性	1 傾斜区分 (30度以上)		○	
	2 保護林	○		
	3 記念保護樹木	○		
	4 砂坂海岸林 (国有林及び民有林)	○		
	5 道指定鳥獣保護区	鳥獣保護区 (特別保護区)		鳥獣保護区
	6 道立自然公園	第2種特別地域		普通地域
	7 湿地			○
	8 特定植物群落			○
	9 巨樹・巨木			○
	10 植生自然度図 (9、10以上)			○
	11 主要な眺望点			○
	12 長距離自然歩道			○
	13 キャンプ場・海水浴場			○
社会 条件	14 歴史を生かすまちづくり基本計画 (地区整備計画区域)	○		
	15 国・道・町指定文化財	○		
	16 埋蔵文化財包蔵地			○

3. 3) 太陽光発電ゾーニングマップ及び環境配慮事項

情報		保全エリア	不適エリア	調整エリア
社会 条件	17	土砂災害特別警戒区域	○	
	18	土砂災害警戒区域	○	
	19	砂防指定地	○	
	20	地すべり防止区域	○	
	21	急傾斜地崩壊危険区域	○	
	22	河川区域	○	
	23	土地利用図（地目が原野・雑種地以外の範囲）		○
	24	水道給水区域		○
	25	公共下水道供用開始区域		○
	26	用途地域		○
	27	騒音・振動規制区域		○
	28	国有林（保安林及び山地災害危険地区を含む）	○	
	29	民有林（保安林及び山地災害危険地区を含む）	○	
	30	廃棄物が地下にある土地に係る指定区域		○
	31	農用地区域		○
	32	都市公園		○
	33	避難所（指定避難所、福祉避難所）		○
	34	津波浸水想定区域（3m以上）		○
	35	海岸保全区域		○

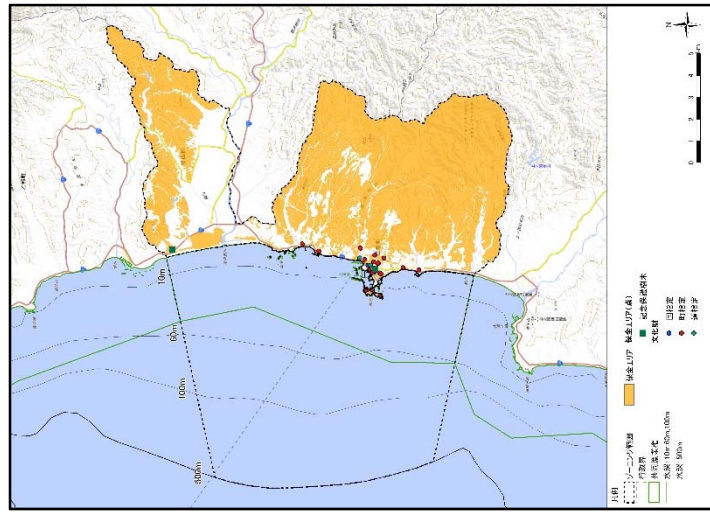
3. 3) 太陽光発電ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(2) 太陽光発電ゾーニングマップにおける各エリアの整理結果

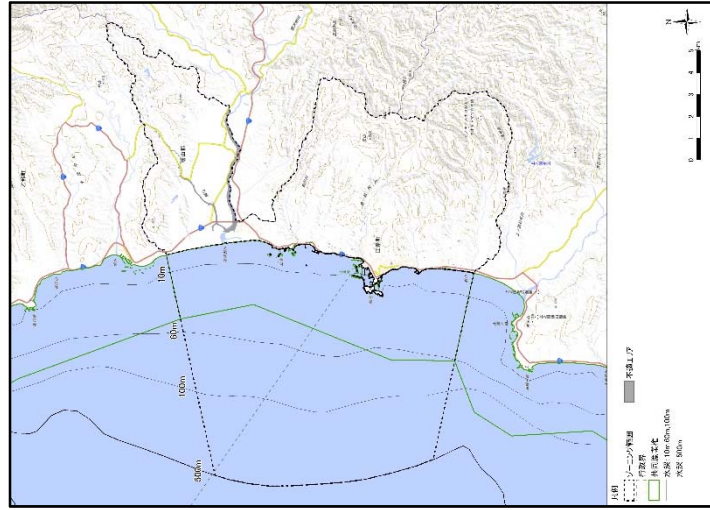
太陽光発電ゾーニングマップにおける

「保全エリア」、「不適エリア」、「調整エリア」、「促進エリア」の作成結果は下図に示すとおりである。

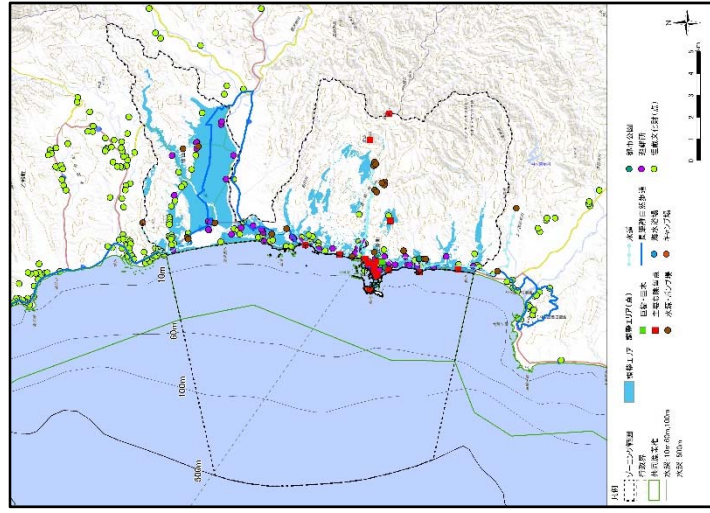
「保全エリア」



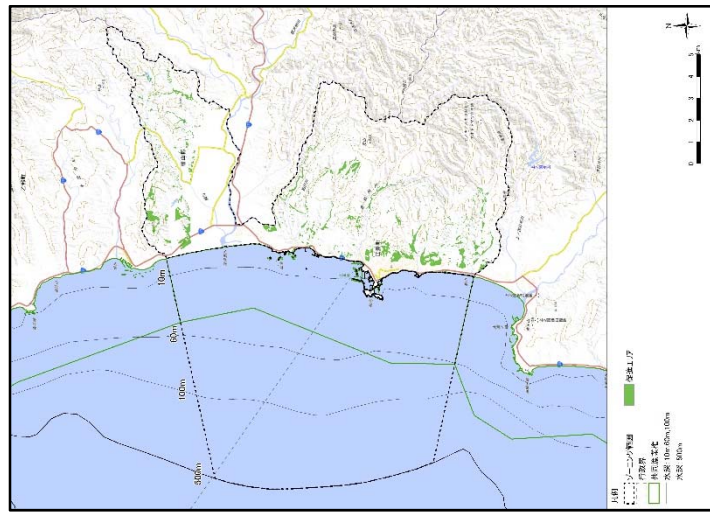
「不適エリア」



「調整エリア」



「促進エリア」



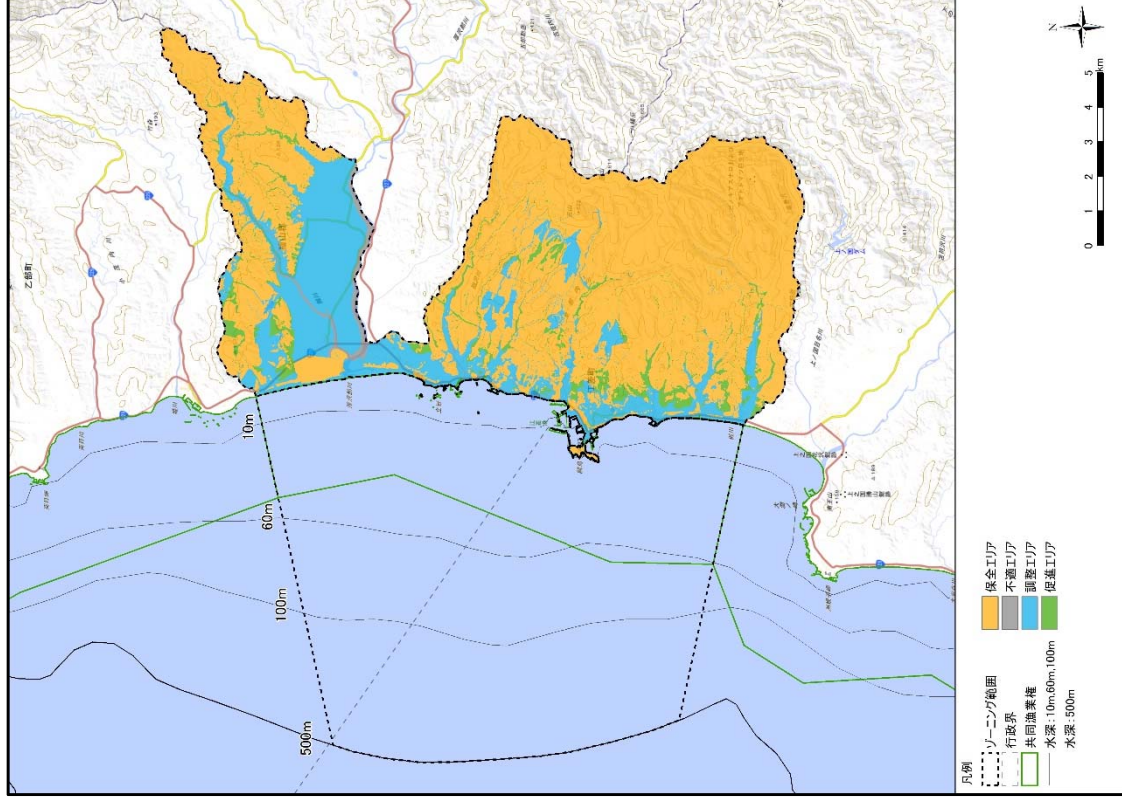
3. 3) 太陽光発電ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(3) 太陽光発電ゾーニングマップ

太陽光発電ゾーニングマップにおける各エリアの面積及び割合を下表に示す。

	ゾーニングエリア 面積 (km ²)	割合
保全エリア	79.0	71.9%
不適エリア	1.5	1.4%
調整エリア	23.7	21.6%
促進エリア	5.6	5.1%
	109.8	

注ゾーニングエリア面積について、ゾーニング対象範囲（行政区区域内）を10m単位のメッシュに置き換えうえで算出しているため、統計情報等とわずかに異なっている。



3. 3) 太陽光発電ゾーンニングマップ及び環境配慮事項

(4) 太陽光発電ゾーンニングマップに係る環境配慮事項

太陽光発電ゾーンニングマップに係る環境配慮事項を下表に示す。

■ 環境配慮事項 (1/2)

環境配慮事項	
No	項目
1	騒音
2	反射光
3	水の濁り

太陽光発電施設における稼働中のパワーコンディショナをコンテナなどに格納する場合、騒音の影響は小さいと想定されるが、周辺に住宅や環境配慮施設（学校、病院、福祉施設）等が存在する場合は、騒音による影響が発生する可能性がある。本ゾーンニングマップでは、住宅や環境配慮施設等の分布は整理したもの、太陽光発電施設の規模や配置まで設定できないため、騒音影響については考慮していない。事業計画を具体化する段階では、周辺の住宅や環境配慮施設（学校、病院、福祉施設）等の詳細を調査したうえで、騒音の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた環境保全措置を検討する必要がある。

太陽光発電施設におけるパネルの設置の仕方や季節、時間帯により、近隣の住宅や環境配慮施設等に一時的に反射光が差す場合が想定される。本ゾーンニングマップでは、住宅や環境配慮施設等の分布は整理したもの、太陽光発電施設の規模や配置まで設定できないため、反射光については考慮していない。事業計画を具体化する段階では、周辺の住宅や環境配慮施設等の詳細を調査したうえで、反射光の影響を予測・評価し、影響が生じる可能性がある場合は設置する太陽光パネルの向きや配置、仕様（反射を抑えたパネル採用）、植栽などの遮蔽物の設置など環境保全措置を検討する必要がある。

本ゾーンニングマップでは太陽光パネル設置位置や土地の改変区域まで設定できないため、水の濁りについては考慮していない。一方で町内には複数の水源・ポンプ場が位置し、事業による影響について留意する必要がある。
事業計画を具体化する段階では、湧水や井戸を含む周辺の利水状況を調査したうえで、土地の改変域から濁水の流出等の影響を予測・評価し、影響の程度に応じて沈砂地等の濁水処理施設等を設置するなど適切な濁水防止策を図る必要がある。

3. 3) 太陽光発電ゾーンニングマップ及び環境配慮事項

(4) 太陽光発電ゾーンニングマップに係る環境配慮事項 太陽光発電ゾーンニングマップに係る環境配慮事項を下表に示す。

■ 環境配慮事項 (2/2)

No.	項目	配慮事項
4	動植物の重要な種、注目すべき生息地	土地の造成により重要な植物の生育環境が失われ、個体数の減少につながる恐れなど想定されるが、本ゾーンニングでは、町内における重要種の位置情報まで反映できていない。本町内には、湿地や特定植物群落、巨樹・巨木、植生自然度9及び10の区域といった、貴重な自然環境に関する情報が確認されているため、事業計画を具体化する段階では、必要に応じ有識者へのヒアリングや現地調査を実施したうえで、事業による影響の程度を予測・評価し、影響を十分に回避・低減できるような環境保全措置を検討する必要がある。
5	景観	江差町内にはかきもめ島をはじめとする主要な眺望点や景観資源が複数存在する。事業計画を具体化する段階では、景観シミュレーション等を用いた各眺望点からの視認可能性や眺望特性（主要な眺望方向、景観要素等）を調査したうえで、景観への影響の程度を予測・評価し、影響の程度に応じた太陽光発電施設の設置を検討する必要がある。
6	人と自然との触れ合いの活動の場	太陽光発電施設の建設によって、人と自然との触れ合いの活動の場が消失・縮小したり、快適性や利用性に影響を及ぼす可能性がある。特に、本町においては長距離自然歩道（整備中）が存在し、工事関係車両の通行等による影響が想定される。事業検討の際には、必要に応じ人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を調査し、事業による影響を予測・評価したうえで、影響の程度に応じ事業内容について検討する等の対応が必要である。

4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

洋上風力発電施設と漁業施設等との離隔距離の考え方

洋上風力発電施設と水域施設等との離隔は、洋上風力発電施設の破壊モードを考慮した倒壊影響距離 H_f 及び風車後方の乱流範囲2D (D=ロータ径) の離隔のうち、洋上風力発電施設が水域施設等からより遠くに設置されるものを設定する。

倒壊影響距離 H_f

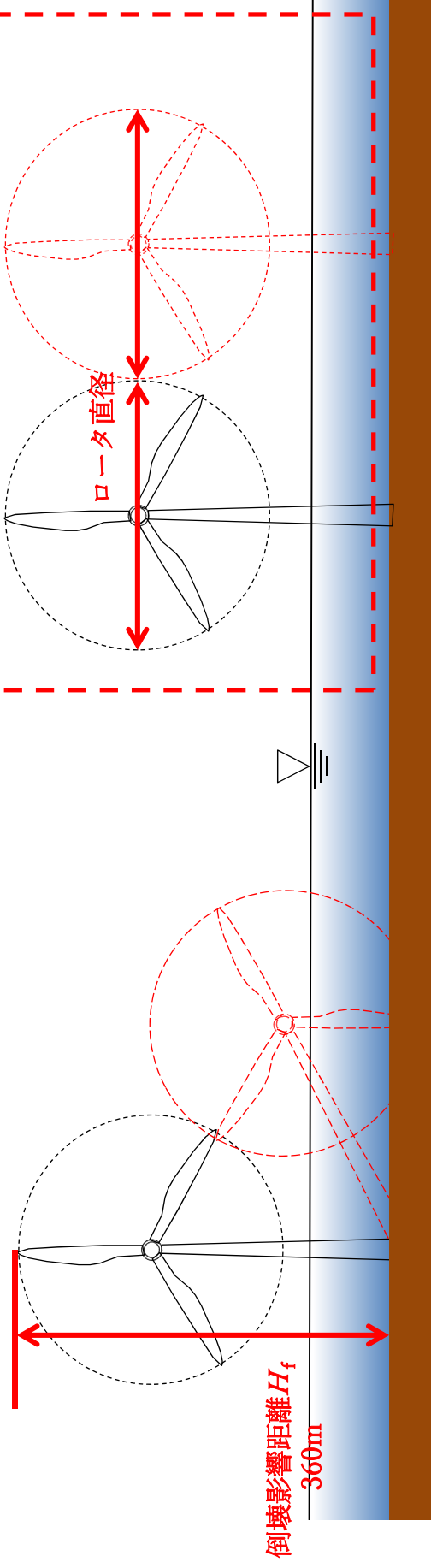
風車全高 + 最大水深 (m)
20MW級：300m + 60m = 360m

<

風車後方の乱流範囲2D

ロータ直径 × 2 倍 (m)
20MW級：250m × 2D = 500m

※浮体式は、倒壊影響距離等を検討するガイドライン等が存在していないため、風車後方の乱流範囲を準用することとした。



4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

洋上風力発電施設に対する景観検討

洋上ゾーニングマップを作成するにあたり、景観に関する検討方針を定め、景観の観点からの「保全エリア」の検討を行った。

基本方針：
江差町が有する景観に配慮しつつ、洋上風力発電事業の導入促進を行う。

方針1：かもめ島からの景観、かもめ島を含めた景観への配慮を検討する。

方針2：町内や近隣町にある陸上風力発電との関係を考慮して、洋上風力発電の導入促進を図る。

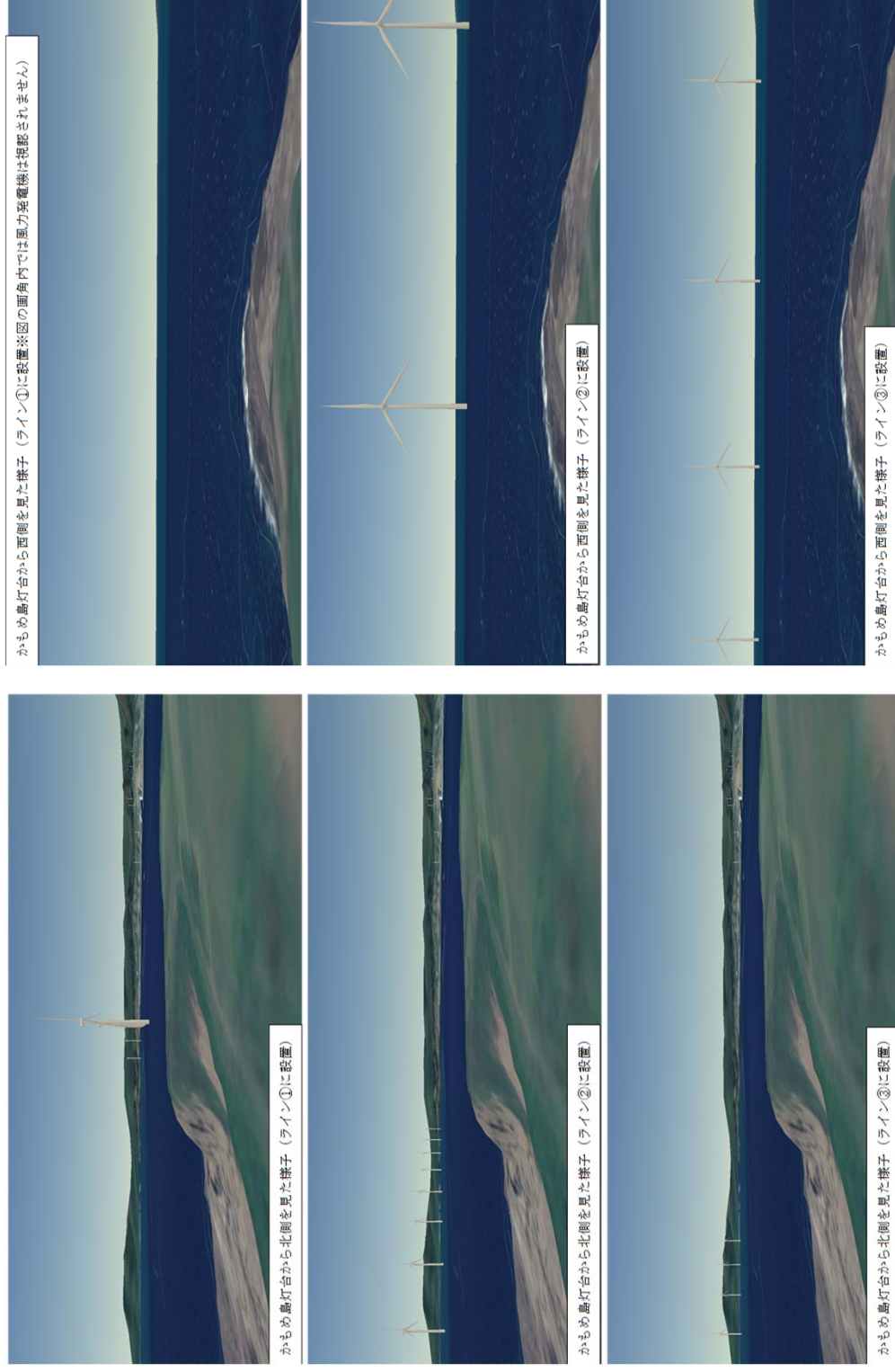
方針3：最新の知見や事例を参考に、洋上風力発電の導入促進を図る。

4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

洋上風力発電施設に対する景観検討

3D表現モデルを用いて風力発電機の見え方を確認した。

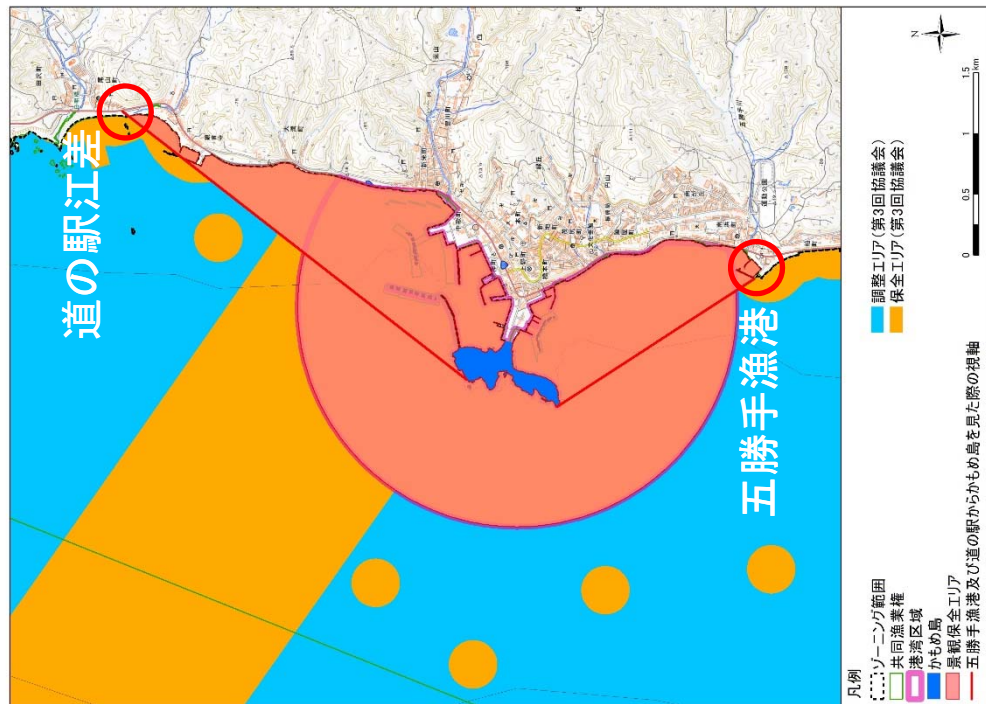
※本図に示す風力発電機位置はあくまでも風力発電機の見え方を確認するための位置であり、実際に風力発電機が建設される位置ではありません。



4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

洋上風力発電施設に対する景観検討

景観検討における基本方針を踏まえ、下記に示す景観の観点からの保全エリアを設定した。



基本方針：

江差町が有する景観に配慮しつつ、洋上風力発電事業の導入促進を行う。

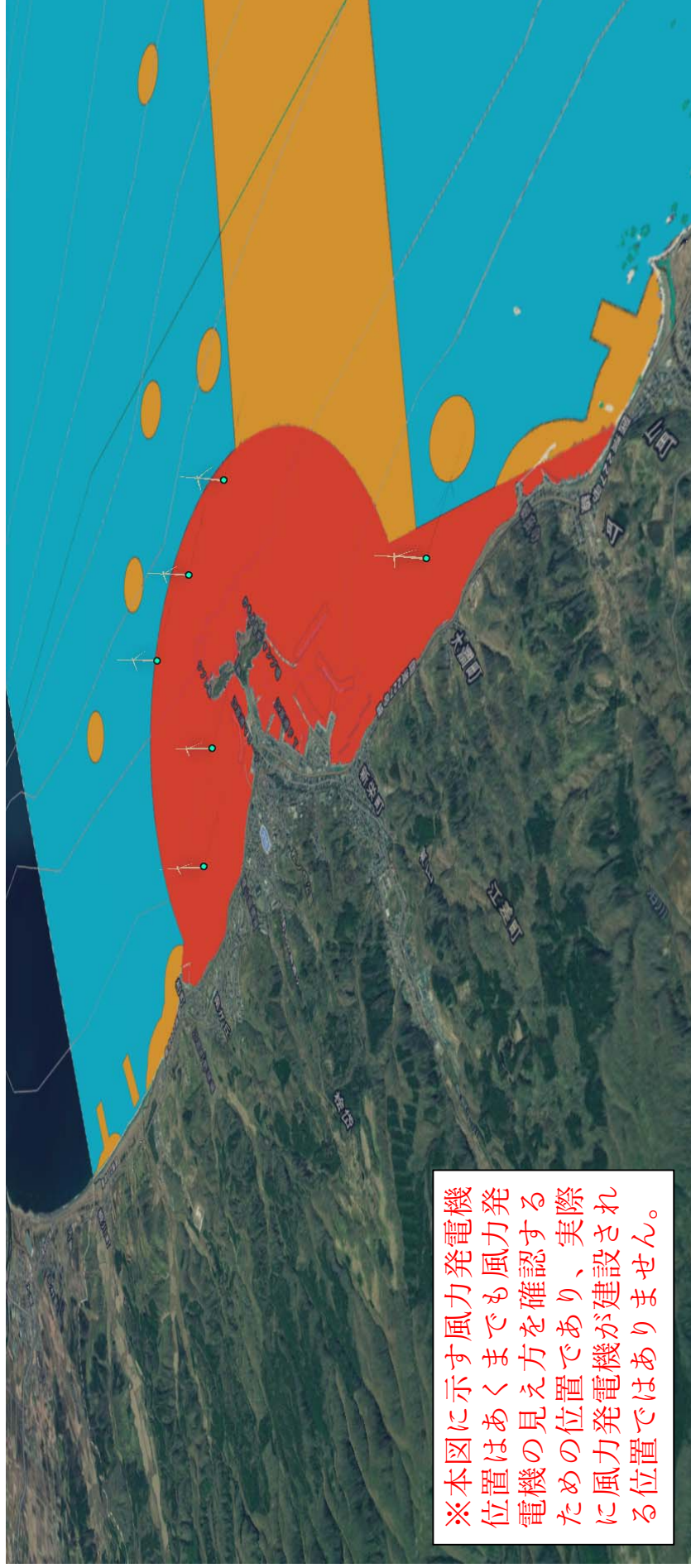
【景観における保全エリアの考え方】

- ①道の駅江差から五勝手漁港に至る国道からの景観の保全
 - ・道の駅江差及び五勝手漁港からかもめ島までの視軸を作成
 - ・かもめ島内側の範囲を保全エリアとすることにより、道の駅江差から五勝手漁港の範囲において、かもめ島手前に風力発電機が介在することを防ぐ
- ②かもめ島周辺の景観の保全として、港湾区域の範囲を保全エリアに設定する

4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

洋上風力発電施設に対する景観検討

保全エリア内に風力発電機を設置した場合どのように見えるのか3D表現モデルを用いて確認した。また、景観に関する環境配慮事項の内容を精査した。



4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(1) 洋上風力発電ゾーニングでの各エリアの条件設定

洋上風力発電における「保全エリア」、「不適エリア」、「調整エリア」、「促進エリア」は、下表に示す項目を対象とした。

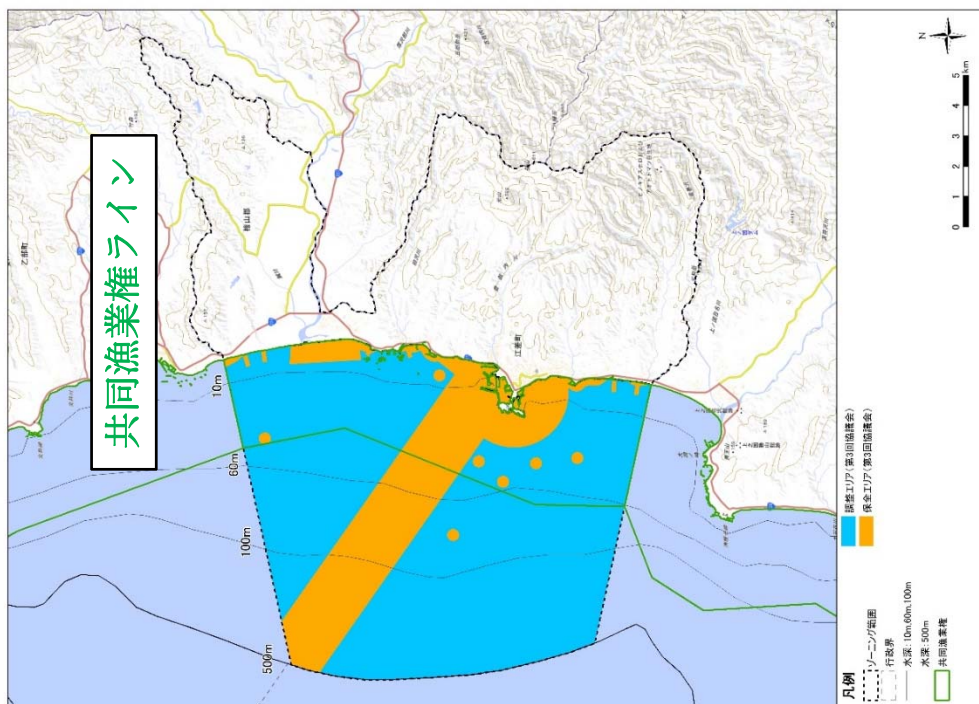
項目		不適エリア	保全エリア	調整エリア	促進エリア
1	事業性	風況	＜6.5m/s	—	＞6.5m/s
2	自然条件	藻場分布	—	該当範囲	—
3		生物多様性の観点から重要度の高い海域	—	該当範囲	—
4		マリンIBA（海鳥の重要生息地）	—	該当範囲	—
5		住居、環境配慮施設等からの距離	＜300m	＜1,000m	＞1,000m
6	社会条件	定期航路	—	—	—
7		港湾区域及び漁港区域	—	該当範囲	—
8		洋上風力発電施設による影響を受けやすい漁法	—	移動漁法	—
9		河口規制区域（さけ・ます）	—	—	—
10		道立自然公園	第2種特別地域	普通地域	—
11		海岸保全区域	—	該当範囲	—
12		漁業権（定置漁業権・区画漁業権）	該当範囲	＜500m	—
13		魚礁	＜200m	＜700m	—
14	—	沈船	＜200m	＜700m	—
15		景観	協議区域内	—	—
16		底質（岩盤）	—	該当範囲	—

4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(2) 洋上風力発電ゾーニングマップ

ゾーニングマップ及び各エリアの面積、導入想定量を示す。

- 図面の拡大図は参考資料2または参考資料3を参照
- ゾーニング範囲のうち1/4は保全エリア、残り3/4は調整エリアが占める結果となった。



エリア区分	面積 (割合) ※1	導入想定量 4 MW級	導入想定量 20MW級
保全	3, 057.5ha (25.0%) 共同漁業権内：1,490.7ha 共同漁業権外：1,565.7ha	—	—
調整	9, 191.7ha (75.0%) 共同漁業権内：3,255.2ha 共同漁業権外：5,936.5ha	900.8MW 共同漁業権内：319.0MW 共同漁業権外：581.8MW	983.5MW 共同漁業権内：348.3MW 共同漁業権外：635.2MW
促進	0.0ha (0.0%)	0.0MW	0.0MW

※1) 洋上風力発電ゾーニングエリアの面積 (12,248.0ha) に占める割合を算出

各面積は小数点第2位で四捨五入しており、ゾーニングエリアの面積と合わない場合がある。

導入想定量は、1km²あたりの設備容量である9.8MW (最小4 MW級) 及び10.7MW (最大20MW級) から算出した。

1km²あたりの設備容量は、ウェイク領域によるロータ直径 (D) : 3D×10Dの考え方に基づいて算出した設置面積 (km²) から、最小条件 (4MW) 及び最大条件 (20MW) の各値を算出した。なお配列数による変化は考慮していない。

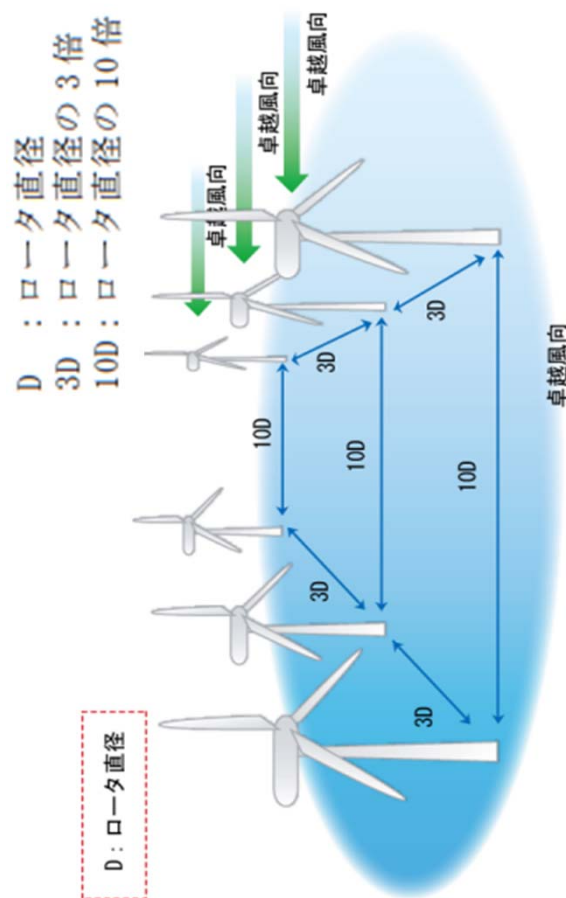
参考：「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」 (環境省, 令和2年3月、令和5年6月修正)

4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

風力発電機の設置間隔はウエイク領域（風力発電機の風下に形成される風況の乱れ）を勘案し、卓越風向に対して風下方向にローター径の10倍、風向と直角方向にローター径の3倍を離すことが目安とされている。

本ゾーニングにおける風力発電機の配置間隔の考え方

	4 MW級	20MW級
ローター 直径(m)	117m	250m
卓越風向 10D	1,170m (1.17km)	2,500m (2.5km)
風向直角 3D	351m (0.35km)	750m (0.75km)
1基あたり 必要面積	0.41km ²	1.88km ²



4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(3) 洋上風力発電ゾーニングマップに係る環境配慮事項

■ 環境配慮事項（1/4）

No	項目	配慮事項
1	騒音・超低周波音	本ゾーニングでは、町内の既存風力発電施設と住宅との位置関係を踏まえ、離隔距離300m以内を保全エリア、300m～1,000mを調整エリアとして設定している。ただし、現地の地形や風向き等により、音の伝達も異なることから、保全エリアではない場所での事業を行えば問題ないとするものではない。 事業計画を具体化する段階では、環境影響評価手続きの中で、周辺の住宅や環境配慮施設（学校、病院、福祉施設）等の分布を調査し、採用する風力発電施設の規模および配置による騒音や超低周波音の影響を予測・評価したうえで、影響の程度に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行うなど、地域住民との十分なコミュニケーションを経たうえで、住民等との合意形成に努める必要がある。
2	風車の影	本ゾーニングでは、具体的な事業が行われる際の風力発電施設の規模や配置まで設定できないため、風車の影の影響については考慮していない。 事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車（ローター）直径の10倍の範囲において、周辺の住宅や環境保全施設等の分布（窓の有無等）を調査し、採用する風力発電施設の規模および配置による風車の影の影響を予測・評価したうえで、影響の程度（風車の影がかかる可能性及びその時間等）に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行う等、地域住民との十分なコミュニケーションを経たうえで、住民等との合意形成に努める必要がある。
3	動植物の重要種、注目すべき生息地	本ゾーニングでは、既存文献による情報収集を行い、藻場分布図、生物多様性の観点から重要度の高い海域、マリンIBAのデータを整理したほか、函館水産試験場及び日本野鳥の会 道南江差支部へのヒアリングを実施し、動植物の生息状況の整理を行った。そのなかで魚類等ではスケトウダラの産卵場が隣接する乙部町沖において形成されている点のほか、厚沢部川河口域ではサケ・マスの遡上、岩礁域ではニシン、ミズダコ、ホッケ等、砂場ではヒラメ・カレイ等の生育・産卵場となっている可能性に留意が必要である。また、鳥類ではハシボソミズナギドリ等の渡り鳥の経路となっている点やかめ島や伏木戸町～道の駅「江差」間の国道沿いの海食崖や立岩等の岩礁部等にコロニーが形成されている可能性に留意が必要である。しかしながら、江差町内における具体的な重要種の生息地や繁殖、産卵地等の具体的な位置情報までは得られていないため、ゾーニングマップへの反映はできていない。 事業計画を具体化する段階では、魚類、鳥類（海鳥・渡り鳥・希少猛禽類を含む）等に関する生息分布情報について、関係機関、専門家へのヒアリングや現地調査を実施したうえで、事業による影響の程度を予測・評価し、可能な限り影響を回避・低減に努める必要がある。

4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(3) 洋上風力発電ゾーニングマップに係る環境配慮事項

■ 環境配慮事項 (2/4)

No	項目	配慮事項
4	岩盤	岩盤エリアは、自然条件の観点として、特に浅海域において藻場が形成されるなど、生物多様性の観点から重要性が高く、留意が必要である。また、社会条件（漁業）からの観点においても、いわゆる「根」や「瀬」と呼ばれる好漁場としての利用率が高く、重要性の高いエリアとして扱われる場合が多いことに留意が必要である。 そのため事業計画を具体化する段階では、海底地形の現地計測によって詳細な地形情報を取得するほか、藻場分布の状況や生息する生物の状況を把握することが望ましい。得られた結果をもとに、自然条件では、事業による影響の程度を予測・評価し、可能な限り影響を回避・低減に努める必要がある。また社会条件では、ひやま漁業協同組合、その他の関係機関へのヒアリング等により海域の利用状況を調査し、漁労に影響を及ぼす可能性を考慮した事業計画とするように、ひやま漁業協同組合をはじめに十分なコミュニケーションを図り、可能な限り漁業影響緩和策を検討する必要がある。
5	景観	「江差町再生可能エネルギーゾーニング検討協議会」（以下、協議会とする）における協議やアンケートにおいて、町内の主要な眺望点からの景観に加えて、特に重要と考えられる景観として、日本の夕日百選にも選ばれているかもめ島から日本海を望む景観や、道の駅江差から五勝手漁港にわたる国道沿いからのかもめ島を望む景観に関する意見が挙げられた。協議会において挙げられた眺望点の多くは、日本海を望む地点であり、洋上風力発電事業の実施にあたっては風力発電機が一定程度視認される。このため、事業計画を具体化する段階では、環境影響評価手続き等の中で、各眺望点からの視認の可能性や眺望特性（主要な眺望方向、景観要素等）を調査する必要がある。そのうえで、フォトモンタージュや3D表現モデル等を使用した風力発電施設の視認状況の確認のほか、かもめ島周辺の眺望点においては、景観評価方法に関する知見等、最新の知見を踏まえた影響予測・評価を実施し、影響の程度に応じて風力発電機の配置や高さ等を検討する等、可能な限り景観影響の低減を図る必要がある。 また、景観への影響を考えるうえでは、風力発電施設を視認する側の事業に対する理解も重要であると考えられる。このことを踏まえ、実施した環境影響評価等の結果については、行政や関係機関、地域住民に対して説明を行う等、十分なコミュニケーションを図る必要がある。その際には、風力発電機が存在による眺望状況の変化に加えて、事業の実施による社会的意義（地域振興や地球温暖化対策としての効果等）についても十分に説明を行い、事業に対する理解醸成を図ることが重要である。さらに、施設稼働後においても、地域住民との継続的なコミュニケーションや地域への貢献活動、再エネ施設を活用した観光や環境教育への参画等に取り組みむことを通して、洋上風力発電事業に対する継続的な理解醸成を図るよう努める必要がある。

4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(3) 洋上風力発電ゾーニングマップに係る環境配慮事項

■ 環境配慮事項 (3/4)

No	項目	配慮事項の内容
6	人と自然との触れ合いの活動の場	風力発電施設の建設により人と自然との触れ合いの活動の場の快適性や利用性に影響を及ぼす可能性がある。本ゾーニングでは主な人と自然との触れ合いの活動の場について情報整理を行い、町内ではかめ島キャンプ場やかめ島海水浴場、えびす浜海水浴場、長距離自然歩道（整備中）が存在している。 事業計画を具体化する段階では、事業計画地およびその周辺に人と自然との触れ合いの活動の場が存在する場合は風力発電施設からの離隔を確保し、改変しないようにするなど、配慮する必要がある。
7	定期航路 船舶通航量	本ゾーニングでは、江差港～奥尻島を結ぶ定期航路の中心線から両側各1kmの距離を保全エリアとして整理している。この距離について、「広くすればするほどより安全な航路確保になる」と運航会社から要望が出されている。また、令和元年度時点の船舶通航量を整理したが、AISを搭載していない漁船、小型船舶等の情報までは把握することができていない。 事業計画を具体化する段階では、定期航路の運航会社のハートランドフエリー株式会社と十分に調整のうえ、航行の安全確保を十分に考慮した事業計画を検討する必要がある。さらに、定期航路外のエリアに対しては、海上保安庁等へのヒアリングや現地調査により最新の船舶通航量を調査したうえで、海上交通の安全を確保できるように、関係機関との調整に努める必要がある。
8	漁業権（定置漁業権・区画漁業権）	本ゾーニングでは、既存文献による情報収集を行い、定置漁業権および区画漁業権を確認した。これらの漁業権区域内では固定式漁具が設置されることから、漁業権区域内を保全エリアとして設定し、最大20MW規模の洋上風力発電施設からの離隔距離500m内を調整エリアとしている。 事業計画を具体化する段階において、事業実施区域と重複する場合は、定置漁業権や区画漁業権の行使状況を調査し、ひやま漁業協同組合、その他関係機関と十分に調整する必要がある。
9	水産資源保護法における河口規制区域（さけ・ます）	本ゾーニングでは、水産資源保護法による河口規制区域である各河川の河口から700mの範囲（さけ・ますの採捕が禁じられている）に配慮が必要である。 事業計画を具体化する段階では、さけ・ますの遡上時期においては、檜山沖における生活史の特性等を関係機関へのヒアリング等により把握したうえで、事業による影響の程度を予測・評価し、可能な限り影響を回避・低減に努める必要がある。

4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(3) 洋上風力発電ゾーニングマップに係る環境配慮事項

■ 環境配慮事項 (4/4)

No	項目	配慮事項の内容
10	魚礁・増殖場、沈船	本ゾーニングでは既存文献による情報収集及び檜山振興局へのヒアリング等を行い、魚礁・増殖場、沈船の位置を整理し、離隔距離を設定した。このうち魚礁・増殖場データに関しては下記の事項に留意する必要がある。 ・ 魚礁・増殖場データは、密漁防止等の観点から秘匿性の高い情報として取り扱う必要があるため、本ゾーニングマップでは海図等により一般に公開されている魚礁の位置情報のみを反映している。このため、同マップ以外にも施設が多く存在している。 ・ 設置年数が古い魚礁・増殖場データは、設置当時の測量&施工技術等によって設置位置に誤差が生じている可能性がある。 ・ 今後も新規に計画される魚礁・増殖場の設置計画にも十分に留意する必要がある。 ・ 沿岸域には、ひやま漁業協同組合や町が整備した石材投入礁等が存在している可能性がある。 ・ 魚礁設置範囲の目安を200mとしたが、魚礁の型や配列によって範囲が変動する可能性に留意する必要がある。そのため、事業計画を具体化する段階では、魚礁の管理者である檜山振興局や利用者であるひやま漁業協同組合に対してヒアリングを行うほか、海底地形等の現地計測により、最新の情報を取得し、同関係者と十分な調整を行う必要がある。
11	洋上風力発電施設による影響を受けやすい漁法	本ゾーニングでは、既存文献による情報収集及びひやま漁業協同組合 江差支所へのヒアリング等を行い、漁場利用実態状況に関して整理を行った。これにより共同漁業権内外ともに多種多様な漁法によって、漁場が形成されていることが明らかに、江差町の主要産業のひとつである漁業への影響には配慮が必要となる。このうち当日の海況によって操業エリアが変動する「たこいさり」「いか釣り」「ヒラメ・カスベ延縄」「ひらめ・めばる曳縄釣」をより留意が必要な漁法として調査エリアに整理した。 加えて、共同漁業権内では、時期や漁法によって利用頻度が高くなる重要なエリアが存在していることに留意が必要である。また共同漁業権外では、地先のひやま漁業協同組合以外にも関係調整先が増えることに留意が必要である。 事業計画を具体化する段階では、ひやま漁業協同組合、その他の関係機関へのヒアリングなどにより海域の利用状況を調査し、漁労に影響を及ぼす可能性を考慮した事業計画とするように、ひやま漁業協同組合と十分なコミュニケーションを図り、可能な限りの漁業影響緩和策を検討する必要がある。

5. ズーニングマップ活用の際の留意事項

5. ゾーニングマップ活用の際の留意事項

本ゾーニングマップを活用するにあたっては下記に示す内容について留意すること

- ① 今後の事業計画を検討する際には、以下に示すような**関連法令やガイドライン**などにに基づき、必要な手続き・措置を講じること。

・環境影響評価法 ・景観法 ・森林法 ・水産資源保護法 ・農地法 ・電波法 ・航空法 ・建築基準法 ・漁業法 ・港湾法
 ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律
 ・港則法 ・海岸法 ・漁港漁場整備法 ・北海道環境影響評価条例 ・北海道立自然公園条例
 ・北海道自然環境等保全条例 ・ふるさと江差の街並み景観形成地区条例
 ・江差町小型風力発電（20kW未満）施設建設に関するガイドライン ・その他関係法令、ガイドライン

- ② ゾーニングマップにおいて**詳細な情報が不足**しており、今後の情報取得に伴って、または、事業特性の観点から**環境影響が生じる可能性**がある**以下のような項目**については、**事業計画の検討段階で必要な調査**を行うこと。そのうえで想定される環境影響の程度を予測・評価し、環境配慮事項をふまえた住民等との合意形成に努め必要に応じた回避、低減策を検討すること。

・騒音 ・風車の影（シャドーフリッカー） ・太陽光パネルの反射光 ・電波障害 ・水の濁り
 ・動植物の重要種、注目すべき生息地 ・漁業 ・景観 ・人と自然との触れ合いの場 等

- ③ ゾーニングマップでは現時点（令和6年1月時点）で入手可能な環境情報を用いて作成しているため、必要に応じて**最新の情報を収集**したうえでゾーニングマップを確認すること。また、ゾーニングマップに示される各エリアの境界付近で事業を検討する際には、エリアの設定状況や設定根拠となっている情報について、特に確認を行ったうえで事業を検討すること。

（※促進エリアにおいて事業を検討する際においても、関係法令や必要な手続きなどを確認したうえで事業を検討すること）

本ゾーニングマップは令和6年1月時点で入手可能な環境情報を用いて作成しており、今後の情報の更新や社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じ随時見直すこととする。

6. 調整エリアにおける相談先等

6. 調整エリアにおける行政機関窓口

本ゾーニングマップにおける調整エリアにおいて事業を検討する場合には、事業の検討状況に応じ下記に示す行政機関窓口へ相談・協議を行いながら事業を検討すること。

エリア区分	情報名	洋上風力	陸上風力	太陽光	必要対応事項・相談先など
調整エリア	湿地	-	○	○	<行政機関窓口> 江差町役場 総務課、産業振興課 ※具体的な事業計画時には、地域特性や専門的な知識に精通した有識者等へのヒアリングや文献調査、現地調査等を必要に応じて実施し、最新の知見を把握することで、事業による影響について可能な限り影響を回避又は低減させる必要がある。
	特定植物群落	-	○	○	
	巨樹・巨木	-	○	○	
	植生自然度図 (9、10以上)	-	○	○	
	主要な眺望点	○	○	○	<行政機関窓口> 江差観光コンベンション協会 江差町役場 建設水道課 江差町役場 追分観光課 江差町役場 総務課 ※具体的な事業計画時には、文献調査や現地調査等を必要に応じて実施し、最新の知見を把握することで、事業による影響について可能な限り影響を回避又は低減させる必要がある。また、眺望点に管理者等がいる場合には、必要に応じ事業による影響について確認を行う必要がある。 ※事業の検討状況に応じ、必要に応じて関係団体、学識経験者等の意見を聴取すること。
	長距離自然歩道	-	○	○	<行政機関窓口> 北海道 環境生活部 自然環境局 自然環境課
	キャンプ場・海水浴場	○	○	○	<行政機関窓口> 江差町役場 財政課
	道指定鳥獣保護区	-	○	○	<行政機関窓口> 北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課

6. 調整エリアにおける行政機関窓口

エリア区分	情報名	洋上風力	陸上風力	太陽光	必要対応事項・相談先など
調整エリア	道立自然公園 (普通地域)	○	○	○	<行政機関窓口> 北海道 檜山振興局 保健環境部 環境生活課
	水道給水区域	-	○	○	<行政機関窓口> 江差町役場 建設水道課
	公共下水道供用開始区域	-	○	○	<行政機関窓口> 江差町役場 建設水道課
	用途地域	-	○	○	<行政機関窓口> 江差町役場 建設水道課
	騒音・振動規制区域	-	○	○	<行政機関窓口> 北海道 環境保全局 循環型社会推進課 江差町役場 総務課
	国有林（保安林及び山地災害危険地区を含む）	-	○	-	<行政機関窓口> 林野庁 檜山森林管理署
	民有林（保安林及び山地災害危険地区を含む）	-	○	-	<行政機関窓口> 北海道檜山振興局 産業振興部 林務課
	廃棄物が地下にある土地に係る指定区域	-	○	○	<行政機関窓口> 北海道檜山振興局 保健環境部 環境生活課

6. 調整エリアにおける行政機関窓口

エリア 区分	情報名	洋上 風力	陸上 風力	太陽光	必要対応事項・相談先など
調整 エリア	土地利用 (地目が原野・雑種地以外 の範囲)	-	-	○	＜行政機関窓口＞ 江差町役場 まちづくり推進課 ※具体的な事業計画時には、地権者等との協議が必要である。
	農用地区域	-	○	○	＜行政機関窓口＞ 江差町役場 産業振興課
	都市公園	-	○	○	＜行政機関窓口＞ 江差町役場 財政課 江差町 教育委員会 社会教育課
	埋蔵文化財	-	○	○	＜行政機関窓口＞ 北海道 教育庁 生涯学習推進局 文化財・博物館課 江差町 教育委員会 社会教育課
	避難所 (指定避難所、 福祉避難所)	-	○	○	＜行政機関窓口＞ 江差町役場 総務課
	津波浸水想定区域 (3m以上)	-	○	○	＜行政機関窓口＞ 江差町役場 総務課

6. 調整エリアにおける行政機関窓口

エリア 区分	情報名	洋上 風力	陸上 風力	太陽光	必要対応事項・相談先など
調整 エリア	海岸保全区域	○	○	○	<行政機関窓口> ▼区域管理 函館建設管理局 維持管理課／江差出張所 渡島総合振興局 函館建設管理局 維持管理課／江差出張所 ▼管理区域ごと 港湾局管理区域：江差町役場 産業振興課 水管理・国土保全局管理区域：北海道 渡島総合振興局 函館建設管理局 維持管理課／江差出張所 水産庁管理区域：北海道 檜山振興局 産業振興部 水産課 農村振興局管理区域：北海道 檜山振興局 産業振興部 整備課
	マリンIBA	○	-	-	明確な行政機関窓口等はないが、具体的な事業計画時には、地域特性や専門的な知識に精通した有識者等に対するヒアリングや文献調査、現地調査等が必要に応じて実施し、最新の知見を把握することで、事業による影響について可能な限り影響を回避又は低減させることに努める。 <行政機関窓口> 江差町役場 総務課 <主な相談先の例> 公益財団法人 日本野鳥の会 一般社団法人 バードライフ・インターナショナル東京
	定期航路 船舶通航量	○	-	-	<問い合わせ窓口> 定期航路：ハートランドフエリー株式会社 江差支店 船舶通航量：第一管区海上保安本部 交通部 航行安全課

6. 調整エリアにおける行政機関窓口

エリア区分	情報名	洋上風力	陸上風力	太陽光	必要対応事項・相談先など
調整エリア	定期航路 船舶通航量	○	-	-	＜問い合わせ窓口＞ 定期航路：ハートランドフリー株式会社 江差支店 船舶通航量：第一管区海上保安本部 交通部 航行安全課
	洋上風力発電施設による影響を受けやすい漁法	○	-	-	＜行政機関窓口＞ 江差町役場 総務課、産業振興課 北海道 檜山振興局 産業振興部 水産課 ＜問い合わせ窓口＞ ひやま漁業協同組合
	漁業権 (定置漁業権・区画漁業権)	○	-	-	＜行政機関窓口＞ 北海道 檜山振興局 産業振興部 水産課 ＜問い合わせ窓口＞ ひやま漁業協同組合
	藻場分布	○	-	-	明確な行政機関窓口等はないが、具体的な事業計画時には、地域特性や専門的な知識に精通した有識者等に対してヒアリングを行うほか、文献調査や現地調査等が必要に応じて実施し、最新の知見を整理すること、事業による影響について可能な限り影響を回避又は低減させることに努める。 ＜行政機関窓口＞ 江差町役場 総務課、産業振興課 ＜主な相談先の例＞ ひやま漁業協同組合

6. 調整エリアにおける行政機関窓口

エリア 区分	情報名	洋上風 力	陸上 風力	太陽光	必要対応事項・相談先など
調整 エリア	魚礁	○	-	-	<行政機関窓口> 北海道 檜山振興局 産業振興部 水産課 <問い合わせ窓口> ひやま漁業協同組合
	沈船	○	-	-	<行政機関窓口> 函館海上保安部 江差海上保安署

7. その他事業検討に関する主な手続き・関係法規等

7. その他事業検討に関する主な手続き・関係法規等

事業を検討する際には下表に示す関係法規等を踏まえうえで、事業を検討すること。

許可・申請手続	関連法規	関連する 指定区域等	風力	太陽光	根拠法令の照会先
1 土地売買等の契約届出手続	国土利用計画法	-	○	○	江差町役場 まちづくり推進課
2 道路使用許可等手続	道路交通法	道路	○	○	函館方面江差警察署
3 道路の占用許可手続等	道路法	道路	○	○	国道：国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部 江差道路事務所 道道：北海道渡島総合振興局 函館建設管理部 江差出張所 町道：江差町役場 建設水道課
4 景観法等に基づく届出	景観法	町内全域	○	○	北海道檜山振興局 産業振興部 建設指導課
5 環境アセスメント	環境影響評価法 北海道環境影響評価条例	-	○	○	経済産業省 電気産業保安グループ 電力安全課 北海道環境保全局 環境政策課 江差町役場 総務課
6 臨港地区内における行為の届出	港湾法	港湾区域	○	○	江差町 産業振興課
7 港湾区域等における占用許可	港湾法	港湾区域	○	-	
8 漁港の区域内の水域等における占用等の許可	漁港漁場整備法	漁港区域	○	-	北海道 檜山振興局 産業振興部 水産課

注) 風力は陸上風力及び洋上風力を含む

【江差町再生可能エネルギーに係るゾーニング報告書に関する問い合わせ先】

〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1

江差町役場 総務課

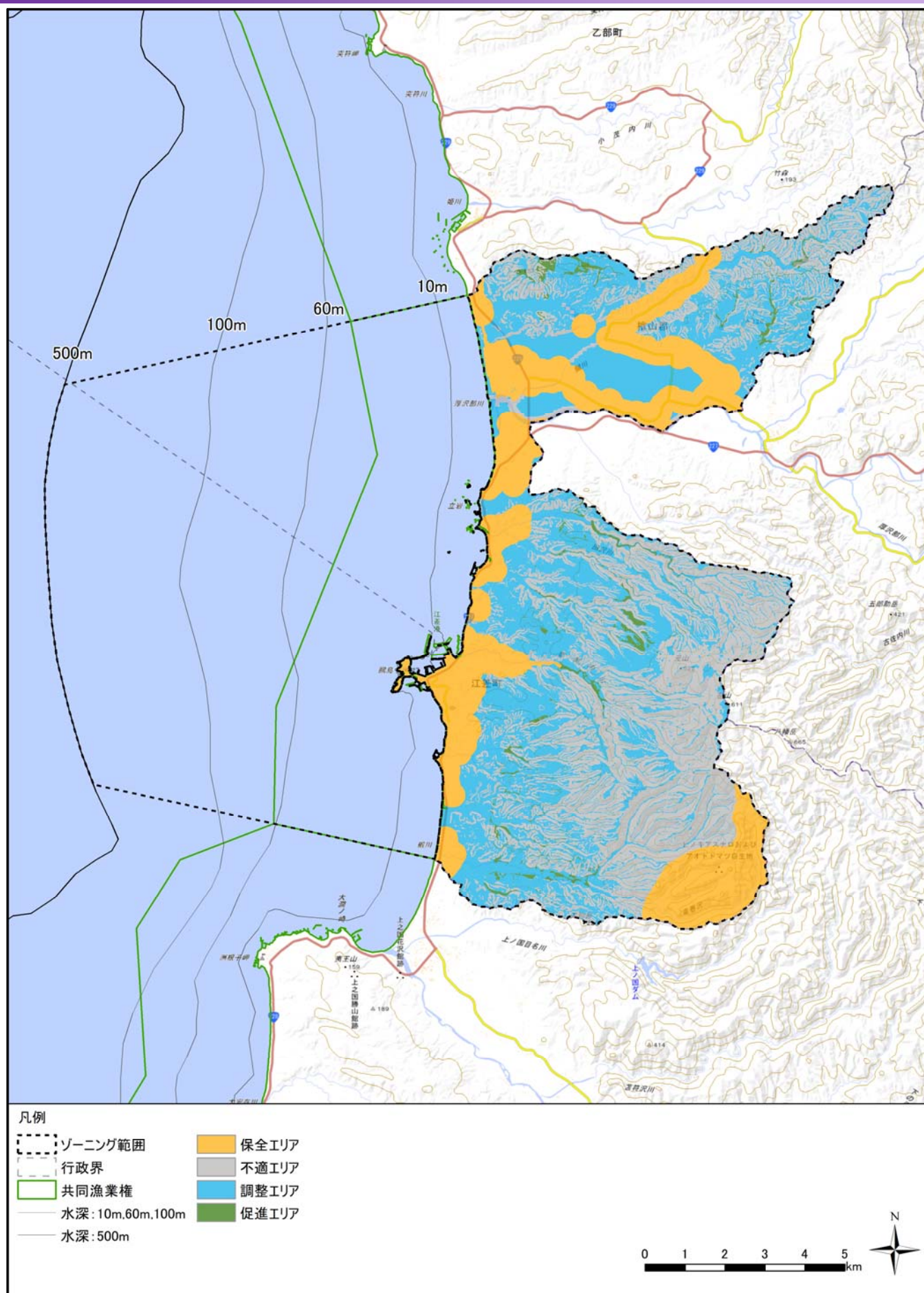
TEL：0139-52-6711

FAX：0139-52-0234

【参考資料】 陸上風力発電ゾーニングマップ



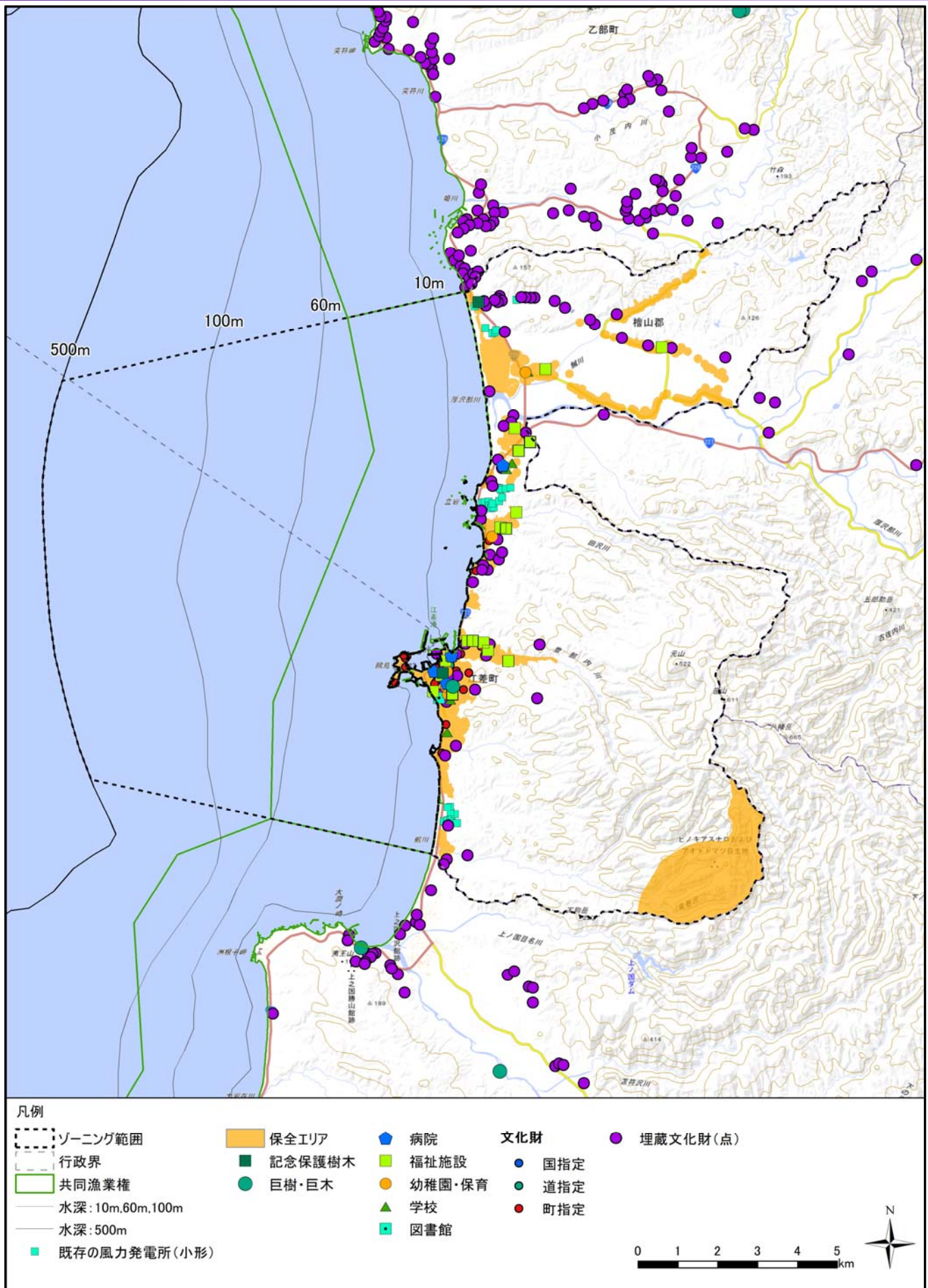
江差町
ESASHI TOWN



【参考資料】 小型風力発電ゾーニングマップ



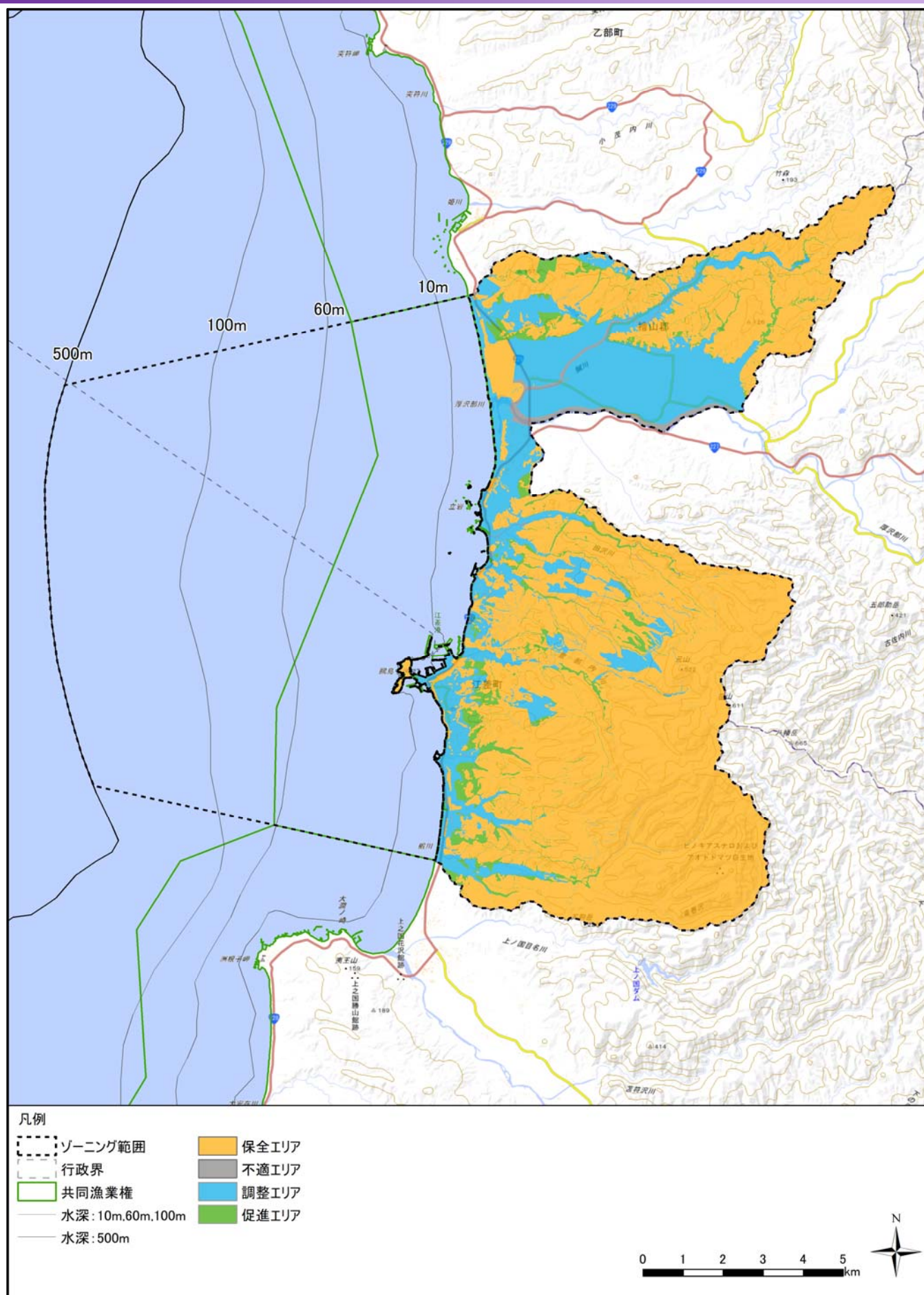
江差町
ESASHI TOWN

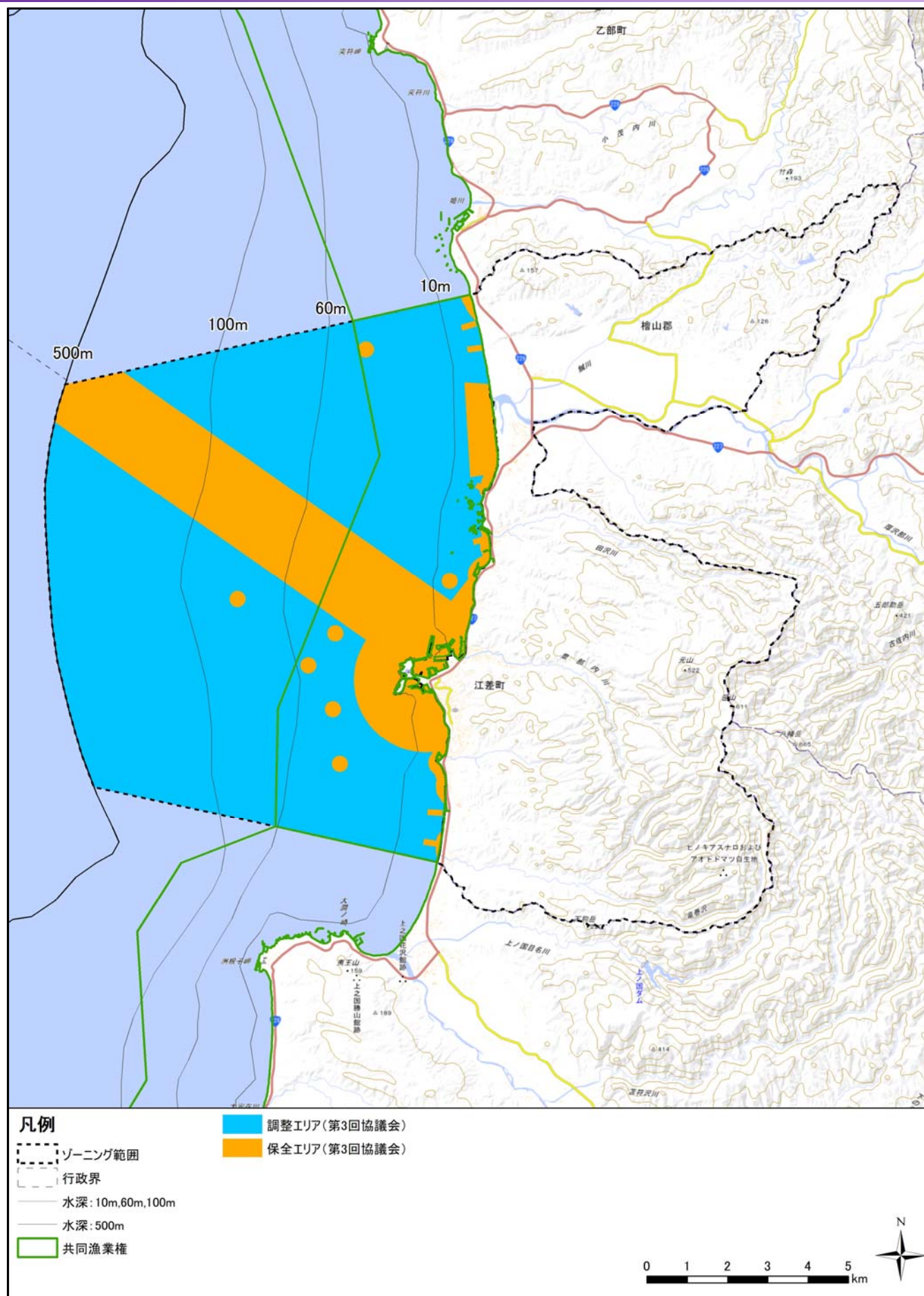


【参考資料】太陽光発電ゾーニングマップ



江差町
ESASHI TOWN





江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) ・ (2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) ・ (2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)	(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) ・ (2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) ・ (2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第 4 4 条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。 (1) ・ (2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第 4 7 条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) ・ (2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)	(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第 4 4 条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。 (1) ・ (2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第 4 7 条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) ・ (2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)

江 差 町 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 条 項 等	改 正 概 要
○ 第2条第3項 (課税額)	1 地方税法施行令改正にあわせて改正 課税限度額の引上げ ・ 後期高齢者支援金等課税額 (現 行) 2 2 万円 ⇒ (改正後) 2 4 万円 (+ 2 万円) 【参考】医療分 6 5 万円 + 後期分 2 4 万円 + 介護分 1 7 万円 = 1 0 6 万円 (国保限度額)
○ 第3条第1項 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)	2 国民健康保険税率等の改正 基礎課税額 (医療分) に係る所得割額の税率の改正 ・ (現 行) 100分の7.45 ⇒ (改正後) 100分の7.68 (+0.23)
○ 第4条 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)	3 国民健康保険税率等の改正 基礎課税額 (医療分) に係る均等割額の改正 ・ (現 行) 23, 100円 ⇒ (改正後) 24, 600円 (+1, 500円)
○ 第5条 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)	4 国民健康保険税率等の改正 基礎課税額 (医療分) に係る平等割額の改正 ・ 一 般 (現 行) 23, 500円 ⇒ (改正後) 23, 900円 (+400円) ・ 特定世帯 (現 行) 11, 750円 ⇒ (改正後) 11, 950円 (+200円) ・ 特定継続 (現 行) 17, 625円 ⇒ (改正後) 17, 925円 (+300円)
○ 第7条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	5 国民健康保険税率等の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額の改正 ・ (現 行) 8, 400円 ⇒ (改正後) 8, 900円 (+500円)
○ 第8条 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	6 国民健康保険税率等の改正 介護納付金課税額に係る所得割額の税率の改正 ・ (現 行) 100分の1.92 ⇒ (改正後) 100分の1.91 (-0.01)

改正条項等	改正	概要	要
○ 第9条 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	7 国民健康保険税率等の改正 介護納付金課税額に係る均等割額の改正 ・ (現 行) 8,000円 ⇒ (改正後) 8,700円 (+700円)		
○ 第9条の2 (介護納付金課税被保険者に係る世帯平等割額)	8 国民健康保険税率等の改正 介護納付金課税額に係る平等割額の改正 ・ (現 行) 6,400円 ⇒ (改正後) 6,700円 (+300円)		
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	9 地方税法施行令改正にあわせて改正 減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し ・ 5割軽減基準額 (現 行) 43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下 (改正後) 43万円 + (29.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下 ・ 2割軽減基準額 (現 行) 43万円 + (53.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下 (改正後) 43万円 + (54.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下		
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	10 国民健康保険税率等の改正 均等割額及び平等割額の改正に伴う、各軽減率に応じた額の改正 ・ 7割軽減 (第1号) ■ 基礎課税額 (医療分) 均等割 ⇒ 16,170円 (+1,050円) 平等割 (一 般) ⇒ 16,450円 (+280円) (特定世帯) ⇒ 8,225円 (+140円) (特定継続) ⇒ 12,337円 (+210円) ■ 後期高齢者支援金等課税額 均等割 ⇒ 5,880円 (+350円) ■ 介護納付金課税額 均等割 ⇒ 5,600円 (+490円) 平等割 ⇒ 4,480円 (+210円) ・ 5割軽減 (第2号) ■ 基礎課税額 (医療分) 均等割 ⇒ 11,550円 (+750円) 平等割 (一 般) ⇒ 11,750円 (+200円) (特定世帯) ⇒ 5,875円 (+100円)		

改正条項等	改正	正	概	要
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	■ 後期高齢者支援金等課税額	均等割	(特定継続)	⇒ 8,812円
	■ 介護納付金課税額	均等割		⇒ 4,200円
		均等割		⇒ 4,000円
		平等割		⇒ 3,200円
	・ 2割軽減 (第3号)			
	■ 基礎課税額 (医療分)	均等割		⇒ 4,620円
		平等割	(一 般)	⇒ 4,700円
			(特定世帯)	⇒ 2,350円
			(特定継続)	⇒ 3,525円
	■ 後期高齢者支援金等課税額	均等割		⇒ 1,680円
	■ 介護納付金課税額	均等割		⇒ 1,600円
		平等割		⇒ 1,280円
	11 未就学児の被保険者均等割額に係る減額の改正			
	■ 基礎課税額 (医療分)			
	被保険者均等割額から、未就学児1人について次に定める額を減額			
・ 7割軽減 (第1号) に規定する金額を減額した世帯			⇒ 3,465円	
・ 5割軽減 (第2号) に規定する金額を減額した世帯			⇒ 5,775円	
・ 2割軽減 (第3号) に規定する金額を減額した世帯			⇒ 9,240円	
・ 上記に掲げる世帯以外の世帯			⇒ 11,550円	
■ 後期高齢者支援金等課税額				
被保険者均等割額から、未就学児1人について次に定める額を減額				
・ 7割軽減 (第1号) に規定する金額を減額した世帯			⇒ 1,260円	
・ 5割軽減 (第2号) に規定する金額を減額した世帯			⇒ 2,100円	
・ 2割軽減 (第3号) に規定する金額を減額した世帯			⇒ 3,360円	
・ 上記に掲げる世帯以外の世帯			⇒ 4,200円	
				⇒ 8,962円 (+150円)
				⇒ 4,450円 (+250円)
				⇒ 4,350円 (+350円)
				⇒ 3,350円 (+150円)
				⇒ 4,920円 (+300円)
				⇒ 4,780円 (+80円)
				⇒ 2,390円 (+40円)
				⇒ 3,585円 (+60円)
				⇒ 1,780円 (+100円)
				⇒ 1,740円 (+140円)
				⇒ 1,340円 (+60円)

令和 6 年度 江差町国民健康保険税率の算定等について

1. 令和 6 年度 国民健康保険事業納付金

(単位：円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	増減
納付金確定額	187,936,401	192,631,252	4,694,851
医療分	135,168,616	140,024,247	4,855,631
一般分	135,168,616	140,024,247	4,855,631
退職分	0	0	0
支援金分	40,661,011	40,125,949	-535,062
一般分	40,661,011	40,125,949	-535,062
退職分	0	0	0
介護分（退職分含む）	12,106,774	12,481,056	374,282

2. 令和 6 年度 国保必要保険税額

(単位：円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	増減
医 療 分	納付金額	135,168,616	4,855,631
	（＋）調整	+ 2,385,000	0
	（－）調整	- 37,797,945	456,272
	所 要 額	99,755,671	5,311,903
	必要保険税額	103,373,752	4,943,335
支 援 金 分	納付金額	40,661,011	-535,062
	（＋）調整	0	0
	（－）調整	- 4,271,122	-279,488
	所 要 額	36,389,889	-814,550
	必要保険税額	37,709,730	-1,034,123
介 護 分	納付金額	12,106,774	374,282
	（＋）調整	0	0
	（－）調整	- 1,592,762	-28,078
	所 要 額	10,514,012	346,204
	必要保険税額	10,895,349	300,750
合 計	納付金額	187,936,401	4,694,851
	（＋）調整	+ 2,385,000	0
	（－）調整	- 43,661,829	148,706
	所 要 額	146,659,572	4,843,557
	必要保険税額	151,978,831	4,209,962

収納率

97.0%

■ 必要保険税額に対する税率の算定は退職分を除く一般分により算定

■ 「納付金額」は北海道に納付する国保事業費納付金の額

■ 「（＋）調整」は町の保健事業や特定検診に要する経費。「（－）調整」は国や道の交付金や過年度保険税収納分等の控除対象経費

■ 「必要保険税額」は、所要額に対し算定収納率（97.0%）として算出

3. 令和6年度 国保税率

納付金通知から算定された必要保険税額を基に、令和6年度の推計世帯数、被保険者数、応能・応益比率により税率を算定した。

北海道が示す「令和12年度統一保険料」に向けて、江差町では令和6年度に全道平均である応能・応益の比率を「所得割47%、均等割32%、平等割21%」に近づけられるよう段階的に調整を行ってきましたが、全道平均と当町では世帯構成と所得構成が異なることや北海道への納付金の激変緩和措置の終了などもあり、令和12年度までに全道平均の水準まで段階的に調整していくこととし、令和6年度は「所得割46%、均等割32%、平等割22%」で税率を算定することとした。

なお、令和6年度については、激変緩和措置が終了することなどにより、国保必要保険税額で約500万円の増額、加えてそれを支える国保世帯数・被保険者数の減少により、さらに国保必要保険税額が増額となり、ほとんどの世帯で昨年度と比較し負担増となることから、収納率を96.5%から97.0%とし、基金から750万円を補填（医療分700万円、介護分50万円）し、必要保険税額の軽減に努めることとした。

(単位：%、円)

		令和5年度	令和6年度	比較
医療分	所得割	7.45%	7.68%	0.23%
	均等割	23,100	24,600	1,500
	平等割	23,500	23,900	400
支援金分	所得割	2.75%	2.75%	0.00%
	均等割	8,400	8,900	500
	平等割	8,600	8,600	0
小 計	所得割	10.20%	10.43%	0.23%
	均等割	31,500	33,500	2,000
	平等割	32,100	32,500	400
介護分 (40才以上)	所得割	1.92%	1.91%	-0.01%
	均等割	8,000	8,700	700
	平等割	6,400	6,700	300
合 計	所得割	12.12%	12.34%	0.22%
	均等割	39,500	42,200	2,700
	平等割	38,500	39,200	700

■ 世帯数・被保険者数

		令和5年度	令和6年度	増減
世帯数 (世帯)	医療・支援	1,026	990	-36
	介護	377	355	-22
被保険者数 (人)	医療・支援	1,389	1,329	-60
	介護	426	401	-25

■ 応能・応益の配分比率は、約「46：54」の比率により積算

区 分		配分比率	説 明
応能	所得割	46	世帯に属する被保険者の前年の所得額に税率をかけて積算
応益	均等割	54	32 被保険者1人あたりの税額
	平等割		22 加入世帯1世帯あたりの税額

4. 地方税法施行令の改正

(1) 地方税法施行令の改正に伴い、以下のとおり課税限度額を改正。

(単位：円)

	令和5年度	令和6年度	比較
後期高齢者支援金分	220,000	240,000	20,000

(2) 地方税法施行令の改正に伴い、以下のとおり減額措置に係る軽減判定所得の基準額を改正。

① 5割軽減基準額

〔現 行〕基礎控除額43万円＋(29万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下

〔改正後〕基礎控除額43万円＋(29.5万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下

② 2割軽減基準額

〔現 行〕基礎控除額43万円＋(53.5万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下

〔改正後〕基礎控除額43万円＋(54.5万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下

5. 未就学児の均等割額に係る軽減措置額の改正

令和4年度から、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険被保険者のうち未就学児に係る均等割額の5割軽減を実施しております。

また、世帯所得に応じて7割・5割・2割の軽減措置を受ける世帯の未就学児については、軽減適用後の金額からさらに5割を軽減しております。

なお、令和6年度については税率改正に伴い、以下のとおり軽減額を改正します。

○未就学児1人当たりの均等割軽減額

(単位：円)

世帯所得による軽減割合		令和5年度	令和6年度	比 較
医療分	7割軽減世帯 未就学児に係る減額	3,465	3,690	225
	5割軽減世帯 未就学児に係る減額	5,775	6,150	375
	2割軽減世帯 未就学児に係る減額	9,240	9,840	600
	所得に係る軽減のない世帯 未就学児に係る減額	11,550	12,300	750
支援金分	7割軽減世帯 未就学児に係る減額	1,260	1,335	75
	5割軽減世帯 未就学児に係る減額	2,100	2,225	125
	2割軽減世帯 未就学児に係る減額	3,360	3,560	200
	所得に係る軽減のない世帯 未就学児に係る減額	4,200	4,450	250

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
(課税額) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援助金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。 ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援助金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>10分の7.68</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)	(課税額) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援助金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。 ただし、当該合算額が<u>220,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援助金等課税額は、<u>220,000円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>10分の7.45</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3,100円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>23,900円</u> (2) 特定世帯 <u>11,950円</u> (3) 特定継続世帯 <u>17,925円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,900円</u>とする。	第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>23,500円</u> (2) 特定世帯 <u>11,750円</u> (3) 特定継続世帯 <u>17,625円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,400円</u>とする。

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.91</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,700円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,700円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、<u>650,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、<u>240,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、<u>170,000円</u>)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に	(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.92</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,400円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には<u>650,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が220,000円を超える場合には<u>220,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、<u>170,000円</u>)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>17,220円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>16,170円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16, 730円</u> ・特定世帯 <u>8, 365円</u> ・特定継続世帯 <u>12, 547円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6, 230円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 020円 ・特定世帯 3, 010円 ・特定継続世帯 4, 515円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6, 090円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4, 690円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430, 000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430, 000円に当該	・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16, 450円</u> ・特定世帯 <u>8, 225円</u> ・特定継続世帯 <u>12, 337円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5, 880円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 020円 ・特定世帯 3, 010円 ・特定継続世帯 4, 515円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5, 600円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4, 480円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430, 000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430, 000円に当該

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人に ついて <u>12,300円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,950円</u> ・特定世帯 <u>5,975円</u> ・特定継続世帯 <u>8,962円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,450円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,300円 ・特定世帯 2,150円 ・特定継続世帯 3,225円	給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>290,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人に ついて <u>11,550円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,750円</u> ・特定世帯 <u>5,875円</u> ・特定継続世帯 <u>8,812円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,200円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,300円 ・特定世帯 2,150円 ・特定継続世帯 3,225円

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,350円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,350円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,920円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,780円</u> ・特定世帯 <u>2,390円</u> ・特定継続世帯 <u>3,585円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,000円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,200円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,620円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,700円</u> ・特定世帯 <u>2,350円</u> ・特定継続世帯 <u>3,525円</u>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,780円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,720円 ・特定世帯 860円 ・特定継続世帯 1,290円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,740円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,340円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,680円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,720円 ・特定世帯 860円 ・特定継続世帯 1,290円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,600円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,280円</u>
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額	2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 690円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 150円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9, 840円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12, 300円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 335円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 225円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 560円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 450円</u> 3 (略)	を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 465円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5, 775円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9, 240円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11, 550円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 260円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 100円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 360円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 200円</u> 3 (略)

＜令和6年第2回定例会＞伝統文化のまちづくり共創型空港アクセス改善事業

概要

＜所管課：まちづくり推進課＞

【概要】

- ・ 檜山エリアの3町（厚沢部町・江差町・上ノ国町）と函館空港への公共交通を利用したアクセスは、3時間強と非常に時間がかかることから、文化・歴史的なイベントの担い手や参加者、観光客や帰省客にとって大きな負担となっている。
- ・ こうしたことから、夏期のイベントの開催時期や年末年始の帰省時期において、函館空港から3町へダイレクトにアクセスする乗合タクシー「かもめ号（仮称）」を実証運行し、イベント参加者・観光客や帰省客の公共交通需要の開拓及び利用促進を図る実証事業を実施する。

・ 運行期間

① 令和6年7月～9月 毎週金・土・日・月曜日

※8月8日～19日は毎日運行

② 令和6年12月28日～31日・令和7年1月3日～6日

・ 運行便数

1日7便（空港→上ノ国町3便、上ノ国町→空港4便）

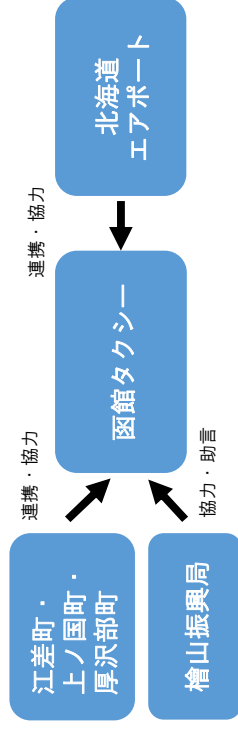
・ 運行区間

函館空港 ⇄ 厚沢部町・江差町・上ノ国町の指定乗降地点

・ 乗降地点

厚沢部町：うずら温泉、道の駅あつさぶ
江差町：道立江差病院、荻番蔵、コミュニティプラザえさし
上ノ国町：上ノ国天の川プラザ

～共創の仕組み～



【事業主体・共創パートナー】

・ 事業主体：函館タクシー（株）

・ 共創パートナー：厚沢部町・江差町・上ノ国町・北海道エアポート（株）・檜山振興局

【財源】

・ 本事業の実施にあたって、国土交通省「令和6年度共創・MaaS実証プロジェクト（共創モデル実証運行事業）」に採択されており、本プロジェクトの補助金は、

実施主体である函館タクシー（株）に事業完了後に交付される。

・ 残りの財源は、厚沢部町・江差町・上ノ国町の3町及び北海道エアポート（株）が負担。

全体事業費	12,864,985円
補助金 上限額	9,218,991円
残額	3,645,994円 ※4者1,000千円ずつ負担

補正額

【補正額】

1,060千円（全額一般財源）

【内訳】

・ 職員旅費：15千円 ・ アンケート返礼品：30千円 ・ アンケート返礼品送料：15千円 ・ 負担金：1,000千円

海洋体験充実事業(一般社団法人北海道江差観光みらい機構補助)の概要

<追分観光課>

◇事業の目的

一般社団法人北海道江差観光みらい機構において事業展開している「かもめ島を活用したマリンスポーツ事業」をより魅力的なものにブラッシュアップし、同機構の基幹事業として強固なものとするため、新たな海洋体験イベントの開催や海洋体験コンテンツを整備し、北の江の島構想の拠点となるかもめ島周辺の賑わい創出を図ることを目的とする。

◇事業概要

- ・事業実施主体 一般社団法人北海道江差観光みらい機構
- ・事業費 1,000千円

<企業版ふるさと納税>

寄 付 者：株式会社アイビック

寄 付 金 額：1,000,000円

寄付対象事業：北前文化を伝えるまち“江差”ならではの仕事づくり事業

江差文化体験交流づくりで仕事をつくる事業

【江差町版DMOの確立】

◇事業内容

6月30日に開催のマリンフェスタ及び海洋体験コンテンツを充実化することに対して補助するもの



芸術鑑賞事業「音楽のゆうえんち」

《所管課：社会教育課》

1. 事業の目的

町民の芸術文化鑑賞機会を創出するため、普段触れることの少ない弦楽器による音楽鑑賞会を開催し、児童などが楽しく音楽と触れる環境のほか、幅広い年代が楽しめる公演をあわせて開催する。

2. 事業の概要(案)

(1) 実施内容

- ①クラシックの名手による映画音楽コンサート (一般向け)
- ②親子で楽しむ 音楽のゆうえんち (児童・園児向け)

※2公演

11月12日及び13日

【①は12日午後6時～8時 ②は13日午前10時～12時の時間帯で開催】

江差町文化会館 大ホール

①一般 (年代問わず)

②町内小学生、幼稚園・保育園児

(株)ハナミズキ音楽事務所



876千円

3. 予算要求額 【内訳】

予算科目	金額	摘要
7 報償費	681,000	出演料 (旅費含む)、企画費、諸経費
11 役務費	30,000	広告宣伝 (チラシ折込)
13 使用料及び賃借料	165,000	バス借上げ 3台 (町内小学校送迎対応)
合計	876,000	

※北海道公立学校職員互助会の「市町村等公演補助事業」による助成

資料6

《SDGsとの関連性》



北海道後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

改正案	現行
(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。）<u>及び高齢者医療確保法に基づき命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</u> (広域連合の経費の支弁の方法) 第19条 (略) 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表</u>により、広域連合の予算において定めるものとする。 (削除)	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。）<u>に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。</u> <u>1 被保険者の資格の管理に関する事務</u> <u>2 医療給付に関する事務</u> <u>3 保険料の賦課に関する事務</u> <u>4 保健事業に関する事務</u> <u>5 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u> (広域連合の経費の支弁の方法) 第19条 (略) 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。</u> <u>別表第1（第4条関係）</u> <u>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</u> <u>2 被保険者証及び資格証明書の引渡し</u> <u>3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u> <u>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</u> <u>5 保険料に関する申請の受付</u> <u>6 前各号に掲げる事務に付随する事務</u>

北海道後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>別表</u>（第 19 条関係） （略） 附則（平成 25 年 11 月 20 日北海道知事届出） （略） <u>附則</u> <u>1 この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。</u>	別表第 2（第 19 条関係） （略） 附則（平成 25 年 11 月 20 日北海道知事届出） （略）

○同意第1号～第11号関係資料

(応募届出順)

※年齢は令和6年6月18日現在

同意 第1号	氏 名	佐藤 弘志			
	住 所	檜山郡江差町字水堀町 2 1 0 番地			
	生年月日	昭和32年4月2日 (6 7 歳、男)			
	職 業	農 業			
	経 歴	令和3年7月から現在 農業委員 令和6年4月から現在 江差土地改良区理事長			
	応募・推薦の別	応 募	認定農業者の該当・非該当	該 当	
同意 第2号	氏 名	畠山 克朗			
	住 所	檜山郡江差町字中網町 1 3 番地			
	生年月日	昭和36年3月5日 (6 3 歳、男)			
	職 業	農 業			
	経 歴	平成27年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応 募	認定農業者の該当・非該当	該 当	
同意 第3号	氏 名	山口 艶子			
	住 所	檜山郡江差町字鹹川町 1 7 番地			
	生年月日	昭和31年7月21日 (6 7 歳、女)			
	職 業	農業専従者			
	経 歴	平成30年から現在 新函館花卉振興会副会長 平成30年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応 募	認定農業者の該当・非該当	非該当	
同意 第4号	氏 名	笠原 一雄			
	住 所	檜山郡江差町字越前町 1 0 2 番地			
	生年月日	昭和27年4月26日 (7 2 歳、男)			
	職 業	農 業			
	経 歴	平成14年4月から平成30年4月まで 新函館農協理事 平成18年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応 募	認定農業者の該当・非該当	該 当	

同意 第5号	氏 名	鈴木 朝雄			
	住 所	檜山郡江差町字越前町 1 4 6 番地			
	生年月日	昭和27年7月24日 (71歳、男)			
	職 業	農 業			
	経 歴	平成27年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応 募	認定農業者の該当・非該当	該 当	
同意 第6号	氏 名	佐藤 均			
	住 所	檜山郡江差町字小黒部町 2 0 番地			
	生年月日	昭和23年3月21日 (76歳、男)			
	職 業	農 業			
	経 歴	平成24年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応 募	認定農業者の該当・非該当	該 当	
同意 第7号	氏 名	長尾 徹			
	住 所	檜山郡江差町字中網町 4 8 番地			
	生年月日	昭和50年3月29日 (49歳、男)			
	職 業	農 業			
	経 歴	平成29年10月から現在 江差土地改良区理事 北海道指導農業士			
	応募・推薦の別	応 募	認定農業者の該当・非該当	該 当	
同意 第8号	氏 名	村田 雄一			
	住 所	檜山郡江差町字水堀町 2 3 4 番地			
	生年月日	昭和23年11月4日 (75歳、男)			
	職 業	農 業			
	経 歴	平成27年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応 募	認定農業者の該当・非該当	非該当	

同意 第9号	氏 名	澤口 朝幸			
	住 所	檜山郡江差町字鹹川町 3 7 7 番地			
	生年月日	昭和57年5月26日 (4 2 歳、男)			
	職 業	農 業			
	経 歴	北海道農業士			
	応募・推薦の別	応 募	認定農業者の該当・非該当	該 当	
同意 第10号	氏 名	小笠原 裕章			
	住 所	檜山郡江差町字水堀町 3 4 3 番地			
	生年月日	昭和45年3月9日 (5 4 歳、男)			
	職 業	農 業			
	経 歴	平成18年7月から現在 農業委員 平成29年10月から現在 江差土地改良区理事 平成30年4月から現在 新函館農協理事 北海道指導農業士			
	応募・推薦の別	応 募	認定農業者の該当・非該当	該 当	
同意 第11号	氏 名	太田 誠			
	住 所	檜山郡江差町字豊川町 6 2 番地 2 4			
	生年月日	昭和33年8月29日 (6 5 歳、男)			
	職 業	無 職			
	経 歴	平成29年10月から令和4年9月まで江差町教育長			
	応募・推薦の別	応 募	認定農業者の該当・非該当	非該当	

○認定農業者数：8名（佐藤弘志、畠山克朗、笠原一雄、鈴木朝雄、佐藤均、長尾徹、澤口朝幸、小笠原裕章）

○農業者以外の者：1名（太田誠）